

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

令和4年度(2022年度) 第3回会議 次第

令和4年(2022年)8月12日(金)
午後1時30分～午後3時30分
市役所議会棟全員協議会室

1 開 会

2 報 告

- (1) 高校生等を対象とする医療費助成事業の実施に向けたご意見等の概要と市の考え方について

3 議 題

- (1) 八王子市子ども・若者育成支援計画 ビジョン すくすく てくてく はちおうじ 令和3年度(2021年度)取組状況の点検及び評価について

4 その他

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

5 閉 会

【配付資料】

- 資料1 高校生等を対象とする医療費助成事業の実施に向けたご意見等の概要と市の考え方について
- 資料2- 八王子市子ども・若者育成支援計画 点検・評価報告書案(令和3年度分)
- 資料2- 子ども・子育て支援事業計画の達成状況
- 資料3 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
- 資料4 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について

高校生等を対象とする医療費助成事業の実施に向けたご意見等の概要と市の考え方について

「八王子市高校生等医療費助成条例(案)」について、委員の皆様からいただいたご意見の概要と市の考え方を、下記のとおり報告します。

記

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和4年(2022年)7月8日から令和4年(2022年)7月19日
- (2) 依頼先：社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- (3) 提出方法：書面により、Eメール又はFAXで回答

2 意見書の提出状況

委員8名の方より意見書の提出がありました。

3 意見の概要

- いただいたご意見は、概ね賛同をいただく内容のものでした。
- 所得制限・自己負担・財源等については、様々な視点からご意見をいただきました。
- ご意見につきまして、項目ごとにまとめ、市の考え方を示しました。
(「高校生等を対象とする医療費助成事業の実施に向けたご意見等の概要と市の考え方について(別紙)」をご覧ください。)

4 その他

- ご意見は今後の事業運営の参考とさせていただきます。
- ご多忙の中、ご協力をいただき、ありがとうございました。

高校生等を対象とする医療費助成事業の実施に向けたご意見等の概要と市の考え方について

ご意見の概要	市の考え方
<p>全般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭的な子育て支援として有用。 ○ 東京都と足並みをそろえ、医療費を補助する事業は素晴らしい。 ○ 助成の実施に賛成する。 ○ 子育て家庭にとって、大変有効な条例になると思うので、賛成。 	
<p>1 条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期の条例成立を期待する。 	<p>条例案については、準備経費に係る補正予算とともに令和4年第3回八王子市議会定例会（9月）の上程に向け、準備を進めております。</p>
<p>2 周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報活動を丁寧に進めていただき、本制度を必要とする高校生等、ならびに保護者が気兼ねなく利用していただくことを願いたい。 	<p>広報活動については、東京都による周知活動（ホームページ掲載、医療機関・学校等へのポスター送付）に加え、本市でも広報やホームページ掲載等により広く周知していきます。また、対象世帯へ申請書等の送付を行い、情報を直接お届けします。</p>
<p>3 使用方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ どんな家庭の子でも医療に適切にアクセスできることを願います。 ○ 子どもがタイムリーに受診することができ、自己管理能力の観点からも有用。 ○ 受診の事実を親が知らないということも起こりうる。（妊娠などセンシティブな受診への対応に難しさがある。） 	<p>これまでは保険証のみを提示して受診していたところ、制度開始後は、マル乳・マル子医療証と同様に、保険証に併せてマル青医療証を提示していただきます。これにより、窓口で助成が受けられます。 （通院は1回200円を上限とする自己負担あり。）</p> <p>なお、一般的に健康保険制度においては、保険証の使用状況等について、保険者から被保険者に対し通知が行われています。</p>
<p>4 200円の自己負担金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いずれは全額無料となることを願う。 	
<p>5 所得制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度運用後、利用実態を把握し、所得制限がネックとなっていないか否か検証いただきたい。財源確保を模索しながら、本制度のブラッシュアップも期待したい。 ○ 必ずしも所得額が大きいからといって生活に余裕があるとは言いきれず、所得制限を設けることが公平とはならない。高校生自身の判断で受診する機会が増えるという前提であれば、保護者の所得で差を付けるべきではない。段階を踏みながらも今後所得制限の撤廃を検討いただきたい。 ○ 子どもの1つの権利として、親の所得にかかわらずみんなが対象であってほしい。所得制限はなくしてもらいたい。 ○ ひとり親家庭等、一定の要件に該当する児童等は支援を受けているので、高校生全体を対象とするなら、その時もある程度の差はあっても良いと思う。子育ての支援という意味で考えると、「高校生等を養育している者」の所得要件は、当然考えるべき。 	<p>子どもの医療費助成事業は東京都の補助事業に基いており、現在、通院時の一部自己負担、所得制限が設けられています。これらを市の制度として独自に拡充する場合は、必要となる財源全額を市で負担することになり、長期的に大きな財源の確保が必要になります。</p> <p>また、一部自己負担・所得制限の取扱い等については、様々なご意見がありますので、今後事業を実施する中で検証していきます。</p> <p>これら財源負担や制度の拡充については、今後東京都との協議の場が設けられることにもなっていますので、本市に必要な要請を行っていく考えです。</p>

すべての子どもが、人として尊ばれ、安心して育つ環境が保障されており、夢に向かって自分らしく成長しています。子どもの意見が尊重され、子どもの生活する地域やまちづくりに反映されており、子どもにやさしいまちが実現しています。

重点施策

施策1 子どもとつくる八王子のミライ

● 市政への子どもの参画の推進としくみづくり

・子どもが市長・教育長を前にまちづくりについて意見を発表する子どもミライ会議を開催。19名の子どもの委員が参加し、市民団体との連携により、1件の提案が実現しました。
・高等学校における「総合的な探究の時間」にて八王子の課題解決に向けて学習に取り組んだ高校生が、その成果を市に発表する「高校生によるまちづくり提案発表会」を開催しました。

施策2 子どもからの相談体制の充実

● 子どもが相談しやすい環境づくり

・子ども専用の「こども電話相談」の窓口を設置し、87件の子どもからの相談に対応しました。
・関係機関職員の研修を実施したほか、各機関間と密に連携を取ることで子どもが相談をしやすく、解決にあたりやすい環境をつくりました。

● スクールカウンセラーによる全員の面談の実施

・小学校5年生・中学校1年生全児童・生徒が、スクールカウンセラーによる面談を実施することで、児童・生徒の状況を把握するなど「相談すること」への抵抗感を軽減させるために全員面接を行いました。

● スクールソーシャルワーカーによる全小・中・義務教育学校への定期巡回相談の実施

・スクールソーシャルワーカーが市立小・中・義務教育学校を定期的に巡回訪問し、学校からの相談に対応しました。

施策3 子どもを大切にす取組

● 子どもすこやか宣言の普及・啓発

・宣言のよりどころである子どもの権利条約の中に示される「参加する権利」を具現化した「子ども☆ミライ会議」(12月12日・市役所会議室)を開催し、子どもの委員が5つのテーマごと、市長・教育長を前に意見を発表しました。
・子育て家庭や支援者が集う子ども・子育てフォーラムでは、子どもの権利をテーマに講演や意見交換を行うとともに、子どもすこやか宣言の普及も行いました。

● いじめ防止対策の推進

・中学校第1学年・義務教育学校第7学年を対象にいじめ防止プログラムを実施しました。
・青少年問題協議会が定める健全育成基本方針の令和3年度(2021年度)重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に基づき、いじめのない健全な環境づくりのため、家庭や学校、地域で「思いやりの心」を育むことを重点目標とし、子どもが直接相談できる相談窓口を掲載したリーフレットにまとめ、小中学校ほか関連団体へ配布し、広く周知しました。
・スクールロイヤーによる相談体制を構築し、学校における問題の早期解決や相談体制の充実を図りました。

● 児童虐待防止活動の周知・啓発(オレンジリボン運動)

・各種イベントでの啓発グッズ配布、高尾警察との連携による啓発活動、図書館でのテーマ展示、駅前モニターでの周知、各機関・関係者を通じた啓発グッズ配布などを行いました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	計画期間中に子どもたちからの提案を参考に実施した事業数(累計)	-	0件	1件			4件	7件
2	子どもの身近に相談できる人がいる割合 ※	91.3%	-	-			-	95%以上
3	子どもすこやか宣言の普及啓発事業の実施	実施	実施	実施			充実	充実

※ 指標2 次回のアンケート調査は2023年度実施予定のため実績値は「-」になっています。

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども☆ミライ会議」の実施や「高校生によるまちづくり提案発表会」など、子どもの意見を市政に取り入れる取組を行い、子どもたちからの提案を参考に事業を実施しました。 ・「こども電話相談」(子ども専用)やスクールカウンセラーによる面談など子どもからの相談体制を確保し、相談しやすい環境を継続しました。 ・いじめ防止プログラムの実施や児童虐待防止の啓発など子どもの権利を守るための取組を行いました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・国はこども家庭庁を創設するにあたり「こども基本法」を制定した。この「こども基本法」は「こどもの権利条約」に対応する国内法と位置づけられており、八王子市としてもこれを踏まえ「子どもすこやか宣言」などの見直しを期待したい。 ・「子ども☆ミライ会議」で出された「駄菓子屋みたいな空間があったら良い」など、子どもらしい意見の具現化を図ってほしい。
---	---

今後の取組

<p>子どもの権利に関する取組については、令和5年4月1日に施行される「こども基本法」に規定されている子ども施策に関する大綱の内容など、国や東京都の動向を注視しながら対応を検討していきます。 また、子どもたちからの意見については、今後も施策に反映できるように進めていきます。</p>

子どもが楽しみながら社会性、創造性を育めるよう、外遊びができる身近な場所や、好奇心を引き出す様々な遊びや体験、社会参加の機会が充実しています。子どもは、いろいろな人との出会いや豊かな経験を重ねていく中で、まちへの愛着を深め、地域社会の大事な一員として、自立に向けた生きる力を育てています。

施策4 遊びをととした子どもの成長・発達

- 八王子型児童館事業の充実
 - ・児童館では、0歳から18歳までを対象として、年齢に応じた成長の支援を行いました。行事においては、企画に子どもが参画する行事や地域の方とともに行う行事を、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、できる範囲で小規模に行いました。
- 放課後子ども教室の拡充
 - ・小学校の施設を活用し、地域の方々の指導や安全管理員の見守りにより、放課後子ども教室の参加者数及び実施日数とも増加し、多くの子どもたちに放課後の安全で安心な居場所を提供することができました。また、週5日実施を拡充(昨年度に比べ2か所増)することで、更なる充実を図りました。(合計実施場所:66か所、うち週5日実施:36か所)
- 「遊び」を支える人材育成と活動の場の充実
 - ・児童館職員が都の子育て支援員研修を受講する、内部研修を行うなど、職員の資質向上を図りました。また、子どもの成長を支える業務に就職を希望する学生を、大学から実習生として受け入れました。

施策5 屋外での遊びや体験の充実

重点施策

- 本市の自然を活かした体験活動の充実
 - ・自然を活用した「自然体験講座」及び市内の河川を活用した環境教育支援を実施しました。
 - ・年3回の自然観察会を実施しました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年の4回から減少)
 - ・親子山保全体験講座を実施しました。(参加者2家族5名)
 - ・農業体験事業を実施しました。
- 身体を使った遊びやスポーツができる環境づくり
 - ・身近な場所でスポーツができるように、総合型地域スポーツクラブの活動を支援したほか、ジュニア育成の各種スポーツ教室やポッチャの体験会を開催しました。
 - ・小田野中央公園にて、他の公園で禁止されているボール遊びをできるようにする「ボール遊びをすることができる遊び場事業」を試行実施しました。
 - ・東京オリンピック・パラリンピックを契機として、コロナ禍で外遊びの機会が少なくなっている子どもに向け、市民・事業者・行政が一体となって体験や遊びの場を提供することで、子どもの健全育成を図ることを目的に子育て応援イベント「はちりんピック」を開催し、4,791人が参加しました。
- 体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実
 - ・小学生向け夏休みイベントを集約した小冊子を作成・配布しました。

施策6 豊かな感性を育てる体験機会の充実

- 文化芸術やスポーツなど多彩な直接体験の充実
 - ・全国公募による3つの団体に演劇作品を創作し、その過程を発信・アーカイブしつつ、配信による上演発表を行うプログラムである八王子ユースシアター2021ワークショップ(57回、学生マネージャー4人育成)、演劇ネットワークばちばちワークショップ(138回)、八王子ユースオーケストラワークショップ(41回)を実施しました。
 - ・ジュニア育成の各種スポーツ教室やポッチャの体験会を開催したほか、ハイレベルな競技を身近に感じてもらうため、プロスポーツやブラインドサッカー日本選手権の開催を支援しました。
 - ・「トイトイ オーケストラ!」を開催し、オーケストラを実際に鑑賞する機会の少ない子どもたちに、CDやテレビで味わうことのできない、生のオーケストラの高度で大迫力な感動体験を提供しました。
 - ・多様な児童書を提供するだけでなく、図書館員によるおはなし会や子どもの年代に応じたおすすめ本「ぶっくぱっく」の提供、季節のイベントの開催を行い、子どもや子育て世帯にとって魅力的な図書館づくりを行いました。
- 八王子の歴史や伝統文化に触れる機会の充実
 - ・日本遺産に認定された八王子の歴史文化を語るストーリー「霊気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」を紹介する施設「桑都日本遺産センター 八王子博物館(はちはく)」を令和3年6月に新しくオープンしました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年 度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年 度)
1	放課後子ども教室実施校数(うち週5回実施する学校数)	65校 (24校)	66校 (34校)	66校 (36校)			68校 (40校)	全69校 (45校)
2	プレーパーク事業の実施支援検討	-	未実施	未実施			検討	実施
3	ボール遊びができる場のルールづくり	-	未実施	検討			実施	実施

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びをとおした子どもの成長・発達の間として、放課後子ども教室の週5日実施校を前年度34校から36校に拡充しました。 ・新型コロナウイルス感染症がある中で、実施手法や規模などを工夫し、子どもが企画に参加する行事や自然を体験する活動をできる限り行いました。 ・桑都日本遺産センター 八王子博物館(はちはく)をオープンし、八王子の歴史をテーマに描かれたイラストを巡りながら、様々な資料と映像で、高尾山や八王子城跡、八王子の歴史や伝統文化に触れる機会を設けました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・自然を活かした体験活動については潜在的なニーズがある。コロナ禍であることに配慮しつつも、地元町会などとも連携し、参加者増を図ってほしい。 ・公園利用の実態を把握し、高齢者のみならず、乳幼児や学童が利用しやすい時間帯やスペースを確保し、各園・各校に情報提供してほしい。また、小田野中央公園での試行(ボール遊びができる場作り)する取組も拡充してほしい。 ・社会参加の機会を拡充する上で、市内の大きな民間企業との連携・協力し、職業体験の機会などの取組をさらに充実してほしい。
---	---

今後の取組

新型コロナウイルスの影響により、遊びや体験ができる場が社会で減っている中で、ニーズと提供する場を結び付けられるように、周知を図っていきます。

公園利用については、誰もが利用しやすい方法や子どもたちがボール遊びをできる環境について引き続き検討を進めていきます。

また、職業体験の機会については、コロナ禍で中止や縮小となっている企業もありますが、引き続き職業体験の機会を提供できるよう民間企業と連携をしていきます。

乳幼児期において、子どもが生きる力の基礎を育むためのよりよい環境が整えられており、心身の健やかな発達が促され、子どもが笑顔で成長しています。子どもの成長を連続して支えるため、地域と連携しながら、保育施設・幼稚園と小学校等との円滑な接続が行われています。

重点施策

施策7 乳幼児期の教育・保育の質の向上

- 幼児教育・保育センターの設置による幼児教育の充実
 - ・幼児教育・保育アドバイザーによる訪問支援を25件(15施設)実施しました。
 - ・令和3年度は、幼児教育・保育センターと教育委員会が連携し、市内の公立、私立保育園、杉並区就学前教育支援センターをはじめ、他地域の公立幼稚園の視察を行い、現状把握と課題の共有に努めました。
- 教育・保育人材の育成と確保の支援
 - ・ハローワークとの共催で就職相談会を実施しました。
- 「幼児教育・保育の質ガイドライン」の策定・実施
 - ・「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」を策定し、公表しました。
- 認定こども園の支援に関する教育委員会との連携
 - ・教育委員会と連携し、幼児教育・保育センターにおいて、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園の推進を図りました。
- 教育・保育施設における子どもの事故防止対策の推進
 - ・「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」を策定しました。
 - ・9月を「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」と定め、「子どもの誤嚥事故防止に関する研修会」の開催等、事故防止対策の推進を図りました。

施策8 保・幼・小連携の推進

- スタートカリキュラムの作成と活用
 - ・一斉の臨時休業明けに各学校においてスタートカリキュラムを活用し、入学後の不安軽減につなげました。
- 「保・幼・小連携の推進に関するガイドライン」実施の促進
 - ・八王子市幼児教育・保育、学校教育連携プロジェクトを開催し、他地域の公立幼稚園の視察を行い、現状把握と課題の共有に努めました。
- 「就学支援シート」の活用及び支援者や支援機関の連携の推進
 - ・「はちおうじっ子マイ・ファイル」の活用方法を周知し、「就学支援シート」の活用を促進。小学校入学にあたって切れ目ない支援を行いました。
 - ・7月に就学支援シート、マニュアル、案内チラシを保育園・幼稚園・認定こども園等に送付し、活用の周知を図りました。また、園等の職員がシートの活用方法についての理解を深めるため、就学支援シートの研修会(8月対面、11月オンライン)を開催しました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	「幼児教育・保育の質ガイドライン」の策定	-	策定中	実施			実施	実施
2	保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日」の実施率	71.9%	47.1% (79.4%)	43.4% (79.4%)			80.0%	90.0%

※括弧内は電話やオンラインによる連携の実施率も含む(子どもに関する情報交換等)。

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育アドバイザーによる訪問支援を実施しました。 ・「就学支援シート」の活用を促進するため、チラシの配布やオンライン研修会の実施などを行いました。 ・「幼児教育・保育の質ガイドライン」(乳幼児すくすくてくてくガイドライン)を策定・公表し、保育園や幼保連携型認定こども園の保育の質の向上を推進しました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・認定こども園を推進するにあたり、保育を必要とする子どもの措置義務や、保育の質の確保・向上を引き続き重視することを求めたい。
---	--

今後の取組

<p>良質な保育と教育を提供する幼保連携型認定こども園の設置を促進していきます。 また、引き続き、保育の質の確保・向上や保・幼・小の連携を進めていきます。</p>

子どもには基本的な生活習慣や食習慣が身に付いており、心身ともに健康的な生活を送っています。地域において、幼児期から思春期をとおして子どもの成長が見守られ、多様な世代の人々と関わる機会に恵まれています。自分を大切にしたい気持ちや思いやり、困難に直面しても子ども自身の力で乗り越えられる力が育まれています。

施策9 生活や学びの基礎を育む取組

- 基本的な生活習慣の獲得に向けた啓発
 - ・乳幼児健診等で基本的な生活習慣の大切さを伝えました。
 - ・スタートカリキュラムの活用。各学校における生活指導を充実させました。
- 食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進
 - ・八王子の名産品を活用した給食で、郷土の恵みを知り、生産者の思いを知る食育の取組を行いました。
 - ・より多くの子どもが、調理に親しむ機会を得られるように、給食センターの食育ルームを活用した「調理体験」ができる取組を充実させました。
 - ・食育ソング「いただきます」を活用し食への感謝の気持ちを育みました。

施策10 将来や生き方を考える機会の確保

- 赤ちゃんふれあい事業の推進
 - ・市内公立中学校35校で赤ちゃんふれあい事業を実施しました。
- いのちの大切さを伝える機会の充実
 - ・全校児童・生徒朝会等の校長講話において「いのちの大切さを共に考える日」の指導及び取組内容について説明しました。
 - ・各学年の教育活動の中で「いのちの大切さを共に考える日」の内容を実施しました。
 - ・ホームページによる動画公開等により保護者・地域に向けた取組内容を発信しました。
- 小・中学校からのキャリア教育の推進
 - ・はちおうじっ子「キャリア・パスポート」を配布し、学級活動等を中心として、児童・生徒自身が学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう活用しました。
 - ・市内小中学校での車いす体験を実施しました。
- 車いすや高齢者疑似体験、障害当事者の話を聞く機会など福祉教育の充実

施策11 青少年の健全育成に向けた支援

- 青少年育成指導員や青少年対策地区委員会の活動支援
 - ・228名の育成指導員により3,200回以上の巡回活動、37地区の青少年対策地区委員会による地域の実情に応じた健全育成活動を実施しました。
 - ・年間をとおして啓発グッズを配布するなどして啓発活動を実施しました。
 - ・コロナ禍で活動が制限される中でも、巡回活動等により公園にゴミが捨てられている等の報告があり、担当所管での処理につなげるなどの成果がありました。
- メディアリテラシーの向上に向けた啓発活動の実施
 - ・青少年問題協議会が定める健全育成基本方針令和3年度重点目標における行動指針として、SNSに起因する犯罪被害から子どもを守るため、フィルタリングの利用や、家庭での利用ルールをつくること、大人が適切な使い方をすることのほか、総務省ネットトラブル事例集を閲覧できる2次元コードを掲載するなど、積極的に周知を図りました。
 - ・市立小学校69校及びびいずみの森義務教育学校(約150学級)6年生全児童対象(約4700名)に子どもたちがインターネット上での適切なコミュニケーション方法を「自ら考える」ことを主眼とし、児童の想像力・判断力を育む授業(メディアリテラシー教育)を実施しました。
- 青少年育成協力店と連携した活動の推進
 - ・育成指導員がコンビニや書店などの青少年にとって身近な店舗に直接訪問し、更新・新規加入を呼びかけました。また、長期休み期間中の子どもに対する見守り活動への協力を依頼するなどし、連携を推進しました。(店舗数:516店)
- 学校や関係機関と連携した、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発・教育活動の実施
 - ・八王子市学園都市推進会議と大学コンソーシアム八王子が共同で作成する新入生向け情報誌「BIG WEST 2021」に薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響等について記事を掲載し、40,000部を各大学等を通じて新入生に配付しました。

施策12 地域における子どもの居場所づくり

- 子ども食堂等の設置促進
 - ・八王子食堂ネットワークの活動により、子ども食堂の立ち上げ支援や助言を行いました。(35団体が活動)
- 学校施設を活用した子どもの居場所づくり
 - ・小学校の施設を活用し、地域の方々の指導や安全管理員の見守りにより、参加者数及び実施日数とも増加し、多くの子どもたちに放課後の安全で安心な居場所を提供することができました。また、週5日実施を拡充(昨年度に比べ2か所増)することで、更なる充実を図りました。(合計実施場所:66か所、うち週5日実施:36か所)

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	赤ちゃんふれあい事業の実施校数	27校	22校	35校			32校	34校
2	青少年育成指導者の数	231人	229人	228人			241人	248人
3	子ども食堂などを実施する団体数	21団体	31団体	35団体			30団体	35団体
4	子どもや若者の居場所となる児童館機能の拡充	検討	未実施	検討			実施	実施

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等で、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の大切さを伝えました。 ・赤ちゃんふれあい事業について、目標値を上回る35校で実施しました。 ・青少年育成指導員数は若干減ってしまいましたが、228名による3,200回以上の巡回活動、37地区の青少年対策地区委員会による地域の実情に応じた健全育成活動を実施しました。 ・コロナ禍ではありましたが、子ども食堂等の団体数を35団体に増やしました。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる学校が休校の際も、子どもたちの居場所を確保しました。 ・児童館のあり方を見直す中で、子どもへの支援の充実と、比較的利用が少ない高校生世代が利用しやすいための方策を検討しました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・青少年育成指導員が抱えるケースを具体的に把握し、青少年育成指導員が適切な活動ができるようなサポートを期待したい。特に、支援を必要とする家庭との話し合いの場確保について、市は青少年育成指導員と連携・協力していく必要がある。 ・コロナ禍でPTA活動も制限されているが、その中でも父親参加が増えている。子どもが社会的な視野を持つ上でも、父親参加は不可欠であり、市と連携し、その参加を促進させていきたい。 ・子ども食堂や児童館の利用促進に向け、その取組を今まで以上に周知するとともに、PTAとの連携も図っていく必要がある。
---	--

今後の取組

青少年育成指導員については、支援を必要とする家庭を適切な支援に繋げるために、若者総合相談センターや子ども家庭支援センター、児童館などの機関との連携を、引き続き行っていきます。

新型コロナウイルスの影響により、児童館の職業体験をテーマにしたイベントは開催ができていませんが、引き続き、教育委員会やPTAと連携して、取組を進めていきます。また、子ども食堂の周知についても、ホームページを活用しながら引き続き進めていきます。

妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援や情報提供が行われており、妊婦は心身ともに安定した状態で出産を迎えます。誕生した赤ちゃんは、家族や地域の愛情に包まれながら健やかに成長しています。

出産した母親や赤ちゃんを迎えた家庭が、必要な支援を受けられ、地域のつながりの中で孤立感を感じることなく安心して子育てをしています。

施策13 八王子版ネウボラによるきめ細かな相談・支援の充実

- 保健師等による妊婦面談の実施 ・保健師等による妊婦面談を実施しました。(実施率84.9%)
- 利用者のニーズに合わせた産後ケア事業の実施 ・利用者のニーズに合わせた産後ケア事業を実施しました(利用件数 941件 (宿泊型297件 通所型65件 訪問型579件))
- 妊娠期からの仲間づくりや家庭での準備をサポートする講座等の充実 ・親子ふれあい・つどいの広場にて、プレママ講座を52回開催し、301人が参加しました。
- 産前・産後期の家庭へのヘルパーの派遣 ・産前・産後サポート事業(ハローベビーサポート)を実施しました。(利用者数 382人、延べ利用時間数 2,253時間)

施策14 親と子の健康づくりの推進

- あかちゃん訪問事業の実施 あかちゃんが産まれた全てのご家庭に保健師・訪問指導員が伺い、発育・発達や産後の体調などを相談できる、あかちゃん訪問事業を実施しました。(実施率99.3%)
- 乳幼児健診・予防接種の実施 子どもの疾病予防を図るため、予防接種法に基づく定期接種及び市独自の特別接種(B型肝炎、おたふく風邪及び風しん麻しん)を実施しました。また、近隣市との相互乗り入れにより接種しやすい環境を整備しました。
- 3歳児健診における視機能簡易検査の導入 3歳児健診において令和元年度に開始した視機能簡易検査を継続し、必要に応じて医療機関へ受診勧奨を行いました。

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	妊婦面談実施率	79.9%	95.7%	84.9%			95%以上	95%以上
2	赤ちゃん訪問事業の訪問率	93.9%	96.2%	99.3%			95.0%	95%以上
3	産後ケア事業(通所型・宿泊型)の実施	未実施	実施	実施			実施	実施

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦面談実施率はタクシー券の配布により例外的な上昇をした令和2年度と比較すると減少しましたが、タクシー券の配布のなかった平成31年度と比較すると上昇となりました。 ・赤ちゃん訪問事業の訪問率は令和2年度と比較して上昇し、99.3%となりました。 ・産後ケア事業の利用件数は941件となり、令和2年度の838件から増加となりました。 ・3歳児健診における視機能簡易検査を継続して実施しました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・妊婦面談の実施率の減少について、タクシー券の配布停止が要因となっているか否か、しっかり分析し、次年度の実施率向上につなげてほしい。年度により、調査の前提条件が異なる場合は、その旨、丁寧に説明しておくことも求めたい。 ・産後ケアの一環として、一時保育や病児・病後児保育等について、家庭の状況に応じた柔軟な対応を検討してほしい。 ・3歳児健診を通して要観察の必要が生じた子どもに対し、巡回相談につなげていくようなアナウンスが必要となる。入園後は、園とも連携し、保護者に対して巡回相談を受けやすくするような支援も進めてほしい。
---	---

<p>妊婦面談の実施率については引き続き実施率の向上に努めていきます。</p> <p>母親にとって、妊娠出産期は体の変化により、心身に大きな負担がかかる時期であることから、引き続き、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、一時保育などの施策を展開している八王子版ネウボラによる切れ目のない支援を行っていきます。</p> <p>3歳児健診において支援が必要なお子さんについては、保護者にも一緒に子どもの様子を理解していただいた中で、関わられるような体制がとれるよう進めていきます。</p>
--

仕事と子育ての調和のとれた生活を希望するすべての家庭が、安心して子どもを育てながら働くことができている。働きやすく子育てしやすい職場環境が整い、父親も母親も協力しながら子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを実現しています。

施策15 多様な教育・保育の提供

- 病児・病後児保育の拡充 ・企業主導型保育所1園で新たに病児保育事業を開始し累計で6園になりました。
- 認定子ども園の設置促進 ・1園の認可保育所が幼保連携型認定子ども園に移行し、累計で12園となりました。また、認定子ども園の推進や事業者への支援等について、関係団体に周知を行いました。
- ショートステイ・ワイライステイ事業の充実 ・対象年齢の引き下げ及び緊急時の受け入れ体制の拡充を実施しました。
- ファミリー・サポート・センター事業の充実 ・保育サポート講習、緊急救命講習等の実施や、育児の支援を行う提供会員の確保・育成を行いました。

重点施策

施策16 学童保育所の整備・拡充

- 学童保育所の施設整備 ・待機児童が見込まれた2つの小学校の余裕教室等を学童保育所に改修したほか、児童の安全性や利便性を向上させるために、小学校の敷地外で運営している学童保育所の学校内移転整備を実施した結果、学童保育所の待機児童は0人となりました。
- 一体型の学童保育所・放課後子ども教室の拡充 ・放課後子ども教室で開催される活動プログラムに学童保育所からも参加しやすくなるような環境づくりを行うとともに、学習補助・スポーツ教室・伝統文化体験・読書の読み聞かせなど、それぞれの学校の特性を活かした多様な活動プログラムの充実を図りました。
- 学童保育所における夏休みの昼食提供 ・昼食提供の拡充を図るため、小学校の給食調理室の調理機能を活用した昼食提供を12校で実施しました。
- 学童保育所での高学年の受け入れ拡大 ・令和3年度より3施設で受け入れを拡大し、累計23施設となりました。

施策17 子育てと仕事が両立できる環境づくり

- ワーク・ライフ・バランスについての情報発信 ・母子手帳の交付を申請した市民へ配布する、父親の育児休業取得促進リーフレットを作成しました。(4,000枚)
・八王子商工会議所会員企業(1,666社)へ事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを配布しました。
- 子育て応援企業への支援の充実及び表彰制度の検討 ・令和3年度はメーリングリストを活用し、子育て応援企業への情報提供を行いました。
- 女性のための再就職支援 ・ハローワーク八王子(マザーズコーナー)との共催で、託児付きのパソコン講習会(全3日間、参加者延20名、託児利用延8名)を行い、子育て中の女性が八王子しごと情報館で求職活動をする際に、「ほっとタイムサービス」での託児を実施しました。(利用者13名)
・就労支援セミナー・講座を開催しました。「育休パパ・ママの職場復帰セミナー」(参加者19名)、「働く女性のためのストレスの処方箋」(参加者11名)、「女性のための小さな起業講座」(参加者延べ38名)
- 子育てと仕事の両立支援 ・ハローワーク八王子(マザーズコーナー)との共催で、パートタイムセミナー(2回、参加者58名、託児利用5名)を行いました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	保育所待機児童の数	26人	19人	12人			0人	0人
2	公立保育所における一時保育の拡充	-	実施	実施			実施	実施
3	学童保育所待機児童の数	215人	154人	0人			22人	0人
4	一体型の学童保育所・放課後子ども教室の実施校数	43校	51校	51校			53校	53校
5	子育て応援企業の登録数	188 事業所	188 事業所	185 事業所			200 事業所	210 事業所

自己評価

A	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における待機児童数は令和2年度から7人減少し、12人となりました。 ・学童保育所の待機児童数は令和2年度の154人から減少し、0人となりました。 ・学童保育所での高学年の受け入れについて、3施設で受け入れを拡大し23施設となりました。 ・子育て応援企業の登録数について、新型コロナウイルスの影響により取り組みを継続できなくなった企業の登録が廃止となったことで減少となりましたが、1事業所の新規登録がありました。
---	--

評価

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所の待機児童数がゼロとなったことを踏まえ、市は「A」評価としているが、保育所に関しては依然、待機児童があり、目標達成とは言い難い面も残る。よって「B」評価が妥当である。引き続き、待機児童ゼロに向けた努力を継続してほしい。
---	---

今後の取組

<p>学童保育所については引き続き待機児童ゼロを維持し、保育所についても待機児童を解消するよう進めていきます。</p>

子育て家庭の生活基盤が安定しており、家庭内に愛情が満ち、子どもの健やかな成長へとつながっています。子育てについて学ぶ場や仲間づくりの機会が充実し、親自身も成長していく中で喜びや楽しさ、生きがいを感じながら子育てができています。

施策18 子育て家庭への経済的支援

- 幼児教育・保育の無償化
 - ・国制度の幼児教育・保育の無償化にあわせ、本市独自の保護者負担軽減を実施しました。
- 子育て家庭への住宅支援の充実
 - ・令和3年10月の市営住宅入居募集において、子育て世帯向け定期使用住宅3戸を募集しました。
 - ・家賃補助対象住宅において、子育て世帯を対象に入居者を募集しました。
- 各種手当・医療費の助成
 - ・児童手当・児童扶養手当・児童育成手当の支給、乳幼児・義務教育就学児・ひとり親家庭などへの医療費助成の実施により、子育て家庭への経済的支援を行いました。
 - ・新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、子育て世帯を支援するため、対象児童1人あたり10万円の臨時特別給付金を支給しました。
- 多子軽減の実施
 - ・幼児教育・保育の無償化にあわせ、保育料の算定に係る生計同一兄弟の年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無料とする多子世帯の負担軽減を実施しました。
 - ・学童保育所では、保育料を第2子以降を4,500円に軽減しました。（第1子は7,000円）
- 特定不妊治療費助成の実施
 - ・不妊治療の経済的な負担の軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行いました。R3年度実績（見込み） 決定 951件、助成額 231,110,158円

施策19 家庭における食育や家庭教育の支援

- 家庭教育の支援の充実
 - ・市内小学校6校にて、各校1回家庭教育支援講座を実施し、延べ152人が参加しました。
 - ・親子ふれあい・つどいの広場で、子育て講座や季節行事のイベントを開催しました。
- 親子クッキングや公立保育園での給食試食会の実施
 - ・親子クッキングを6回実施しました。（コロナ感染症拡大防止のため、4回中止。）

施策20 子育ての楽しさを支える学びの場の提供

- 子育てに関する講座やイベントの充実
 - ・子育て応援ひろば、家庭教育講座を実施しました。
 - ・親子ふれあい・つどいの広場にて、子育て講座を1,631回開催し、15,833人が参加しました。
 - ・令和3年11月にコロナ禍で外遊びの機会が少なくなっている子どもに遊びの場を提供するため、はちりんピックを開催し、4,791人が参加しました。
- 父親の育児参加の促進
 - ・児童館では、父親の育児参加を促す講座や行事を主に日曜日に開催しました。
 - ・親子の健康ガイドやパパママクラス等で父親の育児参加の促進を図りました。
 - ・母子手帳の交付を申請した市民に対して父親の育児休業取得促進リーフレットを4,000枚作成し、配布しました。
 - ・親子ふれあい・つどいの広場にて、父親参加型の子育て講座・イベントを開催しました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	毎日朝食を食べる3歳児の割合	95.9%	96.8%	96.6%			98.0%	98%以上
2	パパママクラスなどの健康教育(母性科)の開催回数	75回	27回	40回			75回	75回
3	「のびのび子育て講座」実施数	1,050回	986回	1,631回			1,074回	1,086回

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成の実施について、951件となり、令和2年度の551件から増加しました。 ・パパママクラスなどの健康教育について、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると減少とはなっていますが、令和2年度からは13回増加し、40回となりました。 ・新型コロナウイルス感染症対策への支援として対象児童1人あたり10万円の臨時特別給付金を支給し、子育て世帯を支援しました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・幼児教育・保育の無償化は素晴らしい取組であり、保護者が安心できるよう、支給金額や対象などをより丁寧に情報提供してほしい。なお、子ども・子育て支援新制度に移行していない園を利用されている家庭に対しても、市が保育料補助を行っていることも周知していくと良い。
---	---

今後の取組

<p>幼児教育・保育の無償化については、ホームページにおいて、無償化について説明していきますが、市独自の支援策についてはさらに積極的に周知していきます。 今後も引き続き、機会をとらえて制度の周知を図っていきます。</p>
--

子どもの成長に寄り添い喜びや悩みを分かちあえる人や、子どもの発達や家庭の状況にふさわしい支援をコーディネートしてくれる身近な支援者の存在が、親にとって大きなこころの支えとなり、安心して楽しい子育てへとつながっています。

重点施策

施策21 子育てひろばの充実

- 「子育てひろばガイドライン」の策定・実施
 - ・子育てひろばの利用者がより安心して利用できるように一定の基準を定める、子育てひろばガイドラインの原案を作成しました。
- 子育てひろばに関する情報発信の充実
 - ・子育てひろばでのイベントや講座情報を広報やホームページで発信し、情報の充実に努めました。
 - ・毎月各ひろばでイベントや講座を掲載した「ひろばのおたより」を作成しました。
- 子育てひろばと地域の連携推進
 - ・子育てひろばでの講座に地域の人材を講師として活用しました。

施策22 子育てに関する相談体制

- 子育てひろばでの相談体制の充実
 - ・児童館の子育てひろばでは、職員が親の不安や悩みの聞き手となり、不安の解消に努めました。
 - ・親子ふれあい・つどいの広場に子育てひろばコンシェルジュを配置しました。
- 公立保育園の保育士による子育て訪問相談
 - ・195回、子育て訪問相談を実施しました。
- 多様化する家庭の悩みに対する包括的な相談・支援体制
 - ・はちまるサポートを核として包括的支援体制の構築を進め、複合的な課題を抱え課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行いました。
- 乳幼児健診時における相談の充実
 - ・乳幼児健診時において医師や専門職による相談を実施しました。
- 子ども食堂における、子どもや保護者の居場所づくりや気軽に悩みを話せる場づくりの支援
 - ・八王子食堂ネットワークによりSNSなどで情報発信を行い、広く周知を行いました。

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	子育てひろばガイドラインの策定	-	検討	原案作成			策定	実施
2	地域福祉推進拠点の整備数(社会福祉協議会)	4か所	9か所	10か所			21か所	21か所

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろばガイドラインの原案を作成しました。 ・地域福祉推進拠点の整備数は1か所増加し、10か所となりました。 ・八王子食堂ネットワークによりSNSなどで情報発信を行い、広く周知を行いました。 ・子育てひろば、児童館など身近な場所で相談を受け付けました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・はちまるサポートについては、現状、10か所であるが、目標は21か所であり、できるだけ早期に目標達成を期待したい。 ・地域福祉の対象は子どもから高齢者まで対象となるが、窓口は多岐にわたり、支援活動が分散する傾向も見られる。各部署の連携は不可欠だが、高齢者あんしん相談センターなどの役割分担も明確にし、効率的な支援を展開していく必要もある。
---	--

<p>はちまるサポートの拠点数については、さらに拠点数を増やすよう進めていきます。 地域福祉にはライフステージごとに様々な支援機関や相談窓口があります。適切な支援に繋がられるよう、引き続き、各機関同士の連携を強化していきます。</p>

子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり 子育てを共に楽しむまちづくり

市民・企業・大学等がつながりながら、地域全体が子どもの育成や子育て支援に参加し、その活動の輪が様々な場所に広がっています。市全体で、未来を担う子どもの健やかな育ちを応援し、子育ての喜びや楽しさが実感できるまちづくりが進んでいます。

施策23 子育てを応援する市民活動団体の支援

- 市民活動団体等のネットワークづくりの支援
・子育て講座において、地域の人材を講師に依頼しました。市民活動支援センターにおいて、子育て支援を行っている団体に対する活動支援を行いました。
- 市民活動団体等の取組についての情報発信
・イベント情報などを掲載した地域子育て支援情報誌を配布しました。
- 子ども食堂や無料学習塾等の活動支援
・八王子食堂ネットワークの連絡会や団体間の連携により情報交換の場を提供し、また、市の補助金を支給し活動の費用を支援しました。

重点施策

施策24 企業・大学等の参加による子ども・子育て支援

- 子育て応援企業の活動支援
・子育て応援企業の活動を子育てガイドブックや子育て応援サイトに掲載しました。また、はちりんピックでは、実行委員や出展者として、子育て応援企業の協力があり、活動を周知する場としました。
- 大学等との連携による子ども・子育て支援の充実
・小学校4～6年生を対象に、大学等が講座を提供する大学コンソーシアム八王子主催「夏休み子どもいちょう塾」を18講座実施し、301名が参加しました。
・大学コンソーシアム八王子が大学等の小学生向けイベント情報をまとめた「八王子まるごと子どもキャンパス」を発行し、市立小学校1～6年生全児童に配布しました。
- 市民や企業、大学など、多様な立場からの子ども・子育て支援への参画・協働の推進
・児童館では、大学のサッカー部からサッカーボールの寄付を受け入れました。
・大学の研究室と連携して、発達に課題のあるお子さんと保護者への支援を行いました。

施策25 子育て施設や学校施設を核とした地域づくり

- 子育て支援施設を核とした地域連携の推進
・各児童館で、児童館活動の理解促進と地域ぐるみによる子育ての意識を高めるための地域連絡会を開催しました。
・学校や協力団体等地区単位で集まり情報共有を行うことで、各地域での支援体制の推進を図りました。
- 学校施設を核とした地域づくりの推進
学校運営協議会委員や学校コーディネーターを対象とした合同研修会を実施しました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	子ども食堂等々を実施する団体数(再掲)	21団体	31団体	35団体			30団体	35団体
2	子育て応援企業の登録数(再掲)	188 事業所	188 事業所	185 事業所			200 事業所	210 事業所

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂等々を実施する団体数は4団体増加し、35団体となりました。 ・子育て応援企業の登録数について、新型コロナウイルスの影響により取り組みを継続できなくなった企業の登録が廃止となったことで減少となりましたが、1事業所の新規登録がありました。 ・はちりんピックを開催し、実行委員や出展者として子育て応援企業の協力があり、活動を周知する場としました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・コロナ禍の状況を踏まえつつ、子育て応援企業の登録数の回復も図ってほしい。
---	---

今後の取組

<p>新型コロナウイルスの影響により、登録が廃止になった子育て応援企業もありますが、新たな企業の登録を促すことで、登録店舗数の拡大を図っていきます。 また、引き続き、子育て支援団体への支援していきます。</p>

地域の支援者が、子どもの成長を喜びながら子どもや子育てをサポートし、お互いに支えあい学びあえる環境が整っています。地域の中で、子育てを通じて人と人とのつながりや支援の輪が広がり、親自身が次代の子育て支援の担い手となる好循環が生まれています。

施策26 子育てボランティアへの支援

- 子育てボランティアへの参加促進
 - ・市のホームページの児童館ページにて、通年でボランティア募集の案内を掲載しました。
 - ・市内6か所の子ども家庭支援センターで、子育て支援を行うボランティアを募集・登録を行いました。
 - ・市民活動支援センターにおいて、場所の提供やイベントを共同で開催するなど子育て支援を行っている団体に対する活動支援を行いました。（令和3年度は生きづらさを抱える若者の支援者向け交流会、滝山城・城攻め体感などのイベントを市民団体と共同で実施）
 - ・はちまるサポートにおいて、個人のボランティアの相談を受け付けました。
- 学生ボランティアの育成
 - ・大学コンソーシアム八王子の八王子地域学生生活動連絡会で学生ボランティアの育成にあたり大学等と地域のより一層の連携に向けた「体制づくり」を目指し、シンポジウムを開催し317名（オンライン含む）が参加しました。
- 学習支援を通じた世代交流の場づくり
 - ・シニア世代を対象とした学習支援者の養成講座を実施しました。

施策27 子育て支援者の活動の促進

- 子育て支援に関わる研修やネットワークの充実
 - ・民生委員児童委員協議会の部会活動等で子育て支援に関する研修を実施しました。
- ファミリー・サポート・センター事業の充実
 - ・ファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けにフォロー研修・救急救命講習・調整会議・交流会を行いました。

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	子育て応援団Beeネットの登録者数(累計)	579人	597人	597人			640人	700人
2	ファミリー・サポート・センター提供会員数	693人	676人	639人			731人	751人

自己評価

C	<ul style="list-style-type: none">・子育て応援団Beeネットは新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動を休止しました。・はちまるサポートにおいて、個人のボランティアの相談を受け付けました。・広告を出したり民生児童委員の集まりで周知をするなどの取組を行ったものの、ファミリー・サポート・センター提供会員数は減少となりましたが、ファミリーサポートセンター事業の提供会員向けにフォロー研修・救急救命講習・調整会議・交流会を行い、ネットワークの充実に努めました。・大学コンソーシアム八王子の八王子地域学生生活動連絡会でシンポジウムを開催し、オンラインを含めて317名が参加しました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍により、子育て応援団Beeネットが休止となったため、自己評価は「C」であるが、はちまるサポートや社会福祉協議会などでの取組も進められており、子育てを支える人材育成については「B」が妥当である。・ファミリー・サポート・センター提供会員数の減少理由を分析し、増加を図ってほしい。利用料の段階的な増額も検討しつつ、提供会員の増員につなげていくことも一案である。さらに、利用者と提供会員のマッチングを迅速に進められるような工夫も検討してほしい。
---	--

<p>講習会を受けたファミリー・サポート・センター提供会員数は約600人となっていますが、今後、活動の実態把握を進めるとともに、周知に努め、提供会員の登録につなげていきます。</p>

子育てプロモーション活動を通じて、子どもや子育て支援に関する地域の情報や取組がつながり、親子と地域の様々な人が出会い・交流することによって、地域活動が活性化しています。まちへの愛着が生まれ、このまちで子育てしたい、住み続けたいという気運が醸成されています。

子どもの成長が、私たちの未来に関わる大切なこととして、すべての人が関心を持ち、子育てを応援することが地域にとっても豊かな営みとなっています。

重点施策

施策28 みんなに届く子育て情報の発信

- 様々な媒体を活用した多様な情報発信
 - ・八王子市ホームページに学校フォトニュースを掲載しました。
 - ・妊娠・出産から子育てまで、幅広い子育て支援の情報をまとめた「子育てガイドブック」を発行し、本庁舎や事務所、保健センター等で配布しました。
- 子育てサイトの運営
 - ・子育て応援サイトを運営し、イベント情報や子育て支援情報を発信しました。
- 八王子市の魅力を伝える積極的な子育てプロモーション
 - ・雑誌やWebサイトからのインタビュー等に対応し、八王子市の子ども・子育て環境をPRしました。
 - ・すくてく・はちおうじ(Facebook・twitter)で子どもや子育てに関わる情報を発信しました。

施策29 子育てをみんなで楽しむ地域づくり

- 子ども・子育てフォーラムの開催
 - ・子育て家庭や支援者が集う子ども・子育てフォーラムをオンラインで実施し、子どもの居場所をテーマに講演や意見交換を行ったとともに、子どもすこやか宣言の普及も行いました。
- 市民や企業、大学など、多様な立場からの子ども・子育て支援への参画・協働の推進
 - ・4つの中学校区に設置した多様な地域の活動団体や住民で構成する地域づくり推進会議において、大学生等の参画を得ながら、子育て応援企業や子育て支援施設を含む地域情報をまとめた「地域カルテ」を作成しました。
- 「子ども・若者基金」の設置
 - ・令和2年3月に設置した、「子ども・若者基金」を運用しました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	子育て情報サイトの開設	-	実施	実施			実施	実施
2	子育て情報モバイルサイト「はち☆ベビ」登録者数の割合	41.2%	38.6%	33.0%			50.0%	60.0%
3	子ども・子育てフォーラム開催	-	実施	実施			実施	実施

評価

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援サイトを引き続き運用し、イベント情報や子育て支援情報を発信しました。 ・子育て情報モバイルサイト「はち☆ベビ」登録者数の割合は令和2年度から減少し、33.0%となりました。 ・子育て家庭や支援者が集う子ども・子育てフォーラムをオンラインで実施し、子どもの居場所をテーマに講演や意見交換を行ったとともに、子どもすこやか宣言の普及も行いました。 ・地域カルテに子育て関連施設を入れ、地域に周知する準備をしました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・子育て世代が多く利用するSNSを把握し、子育て支援に関する情報が届きやすい環境づくりを進めてほしい。
---	---

今後の取組

<p>子育て支援に関する情報は子育て応援サイトで周知を行っているところですが、プッシュ型通知についても合わせて推進していくため、SNSの実態把握に努め、適切な手段を用いて情報発信を強化していきます。</p>

子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり

親子が安心して暮らし、外出できる環境が整えられているとともに、子どもが安全に遊んだり、通園・通学できるよう、地域の大人の協力による見守りの輪が広がっています。
子ども自身にも自分の身を守る力が育まれており、誰もが自分の地域に関心を持ち、きれいで安心して暮らせるまちづくりを実践しています。

施策30 子どもと一緒におでかけしやすいまちづくり

- 道路や公共施設におけるユニバーサルデザインの促進
● 子どもや子育て世帯にとって魅力あるまちづくり
● 子どもや親子がおでかけしやすい公共交通の検討
● 赤ちゃん・ふらっとの周知
- 道路の新設・改良整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し整備を実施しました。
● 鹿島・松が谷地域における「まちづかい計画」の策定に向けて、住民等によるまちを使う活動や様々な施設の望ましい使われ方を検証するための実証実験として、一日子ども動物園や仮設遊具の設置等、若者・子育て世代が魅力を感じる取組み等の検証を行いました。
● バスマップの作成及びバスやタクシーのバリアフリー化の促進を行いました。
● 子育て応援サイトの地図機能を活用し、赤ちゃん・ふらっとの場所をお知らせしました。

施策31 地域力を活かした防犯対策

- 地域や事業者と連携した見守りやパトロール活動の充実
● 犯罪・不審者情報のメール・SNSによる情報発信
● 町会・自治会が行う防犯活動の推進
● 小・中学校における子どもの安全・安心確保の取組
- 学校安全ボランティアやスクールガード・リーダーによる見守り活動を実施しました。
● 町会自治会を対象にした地域防犯リーダー養成講習会を74人に行いました。
● 犯罪・不審者情報のメール・SNSによる情報発信を367回行い、安全を守りました。
● 町会・自治会に対して、防犯カメラ設置・維持のための補助金を交付しました。
● 町会・自治会へ防犯パトロールの際に必要な腕章・ベスト・合図灯などの物品の貸し出しを38団体に行いました。
● 新任町会長に対して、防犯パトロール等の内容を盛り込んだ研修を実施しました。
● 小学校PTA連合会が行っている「ピーボくんの家」事業への支援を実施しました。
● 全小・中学校で安全教育年間計画を作成し、毎月1回避難訓練及び安全指導日を設定しました。また、そのうち9月までに1回以上、地域と連携した避難訓練を実施しました。

施策32 子どもを事故から守るための取組

- 地域が一体となった交通安全点検の実施と対策の推進
● 年齢に応じた交通安全教室・自転車教室の実施
● チャイルドシートの適正利用や子どもの自転車用ヘルメットの着用など、子どもを交通事故被害から守る対策の啓発
● 家庭内や日々の生活の中での、子どもの不慮の事故を予防するための情報提供
● 園外活動交通安全ハンドブックを活用した安全確保の取組
- 学校・警察・道路管理者・町会・PTAによる通学路合同点検を実施しました。交通安全点検に基づき対策工事を実施しました。
● 子どもたちが楽しみながら交通ルールを学べるよう、交通公園や保育園などで交通安全教室を194回開催したほか、自転車安全運転免許証発行（小3対象、4,328名）、自転車安全教室（小5対象、3,442名）、スタントマンを活用した自転車安全教育（中学生・高校生対象、4,755名）を実施し交通事故防止を呼びかけました。
● 子どもの交通安全意識の向上を目的に、小学生交通安全絵画コンクール（16校、838名参加）を開催しました。
● 小学生の交通事故による被害を抑えるために市内在中の小学生に対して、自転車ヘルメットの購入費を助成（子どもの安全安心自転車ヘルメット補助金、1,823件）し、着用を推進しました。
● 赤ちゃん訪問や乳幼児健診、出張講座等で情報発信するとともに生活状況を確認したうえで、注意を行いました。
● 子どものまわりにあるさまざまな危険をお知らせする「子どもサポート情報」（国民生活センター発行）を、毎月の消費生活ニュースの発行に合わせて、保育施設へ周知しました。
● 保育園では、職員が目立つ色のビブスを着用しました。園外保育目的地までの経路を事前に把握し危険箇所の有無を確認しました。

施策33 きれいなまちづくりの推進

- きれいなまちづくりへの啓発活動
 - ・路上喫煙禁止やポイ捨て禁止等の看板・横断幕を設置し、周知・啓発に努めた。また、八王子駅周辺及び八王子駅南口総合事務所にて喫煙マナーアップキャンペーンを実施しました。
 - ・小学4年生児童が作成した「ごみ問題啓発ポスター」1,574枚を、八王子駅北口地下自由通路に掲出し、作成した児童及び作品鑑賞者に環境問題についての意識向上を図りました。
- 子どもも参加しやすいクリーン活動の実施支援
 - ・子どもたちと地域の大人が一緒に身近な公園や歩道の清掃を行う、青少年対策地区委員会によるクリーン活動を支援し、コロナ感染防止策や他団体の状況に関する情報情報を行いました。中止にせざるを得ない団体もありましたが、実施団体は、感染拡大防止に努めながら創意工夫して実施しました。

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	地域防犯リーダーの数(町会等あたり平均人数)	1.7人	2.1人	2.2人			3人	3人以上
2	八王子市内の交通事故の件数(18歳以下)	135件	94件	131件			127件	123件
3	青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数	86地区	25地区	43地区			88地区	89地区

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯リーダーの数は町会等あたり2.2人となり、令和2年度から0.1人上昇しました。 ・18歳以下の八王子市内の交通事故の件数は131件となり、令和2年度から37件増加となりました。 ・青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数は新型コロナウイルス感染拡大前よりは減少しているものの、令和2年度からは上昇し、43地区となりました。 ・新型コロナウイルスの影響で中止していた公共ベビーカー貸出サービス「はち☆ベビ レンタル」を再開に向けた準備を行いました。
---	--

評価

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・子どもと一緒にしやすいまちづくりに関し、公共施設のユニバーサルデザインの推進が課題となる。利用者の声も反映させつつ、施設設備の改善を図ってほしい。 ・防犯対策を推進する町会長の研修について、コロナ禍で対面は中断していたが、文書の配布を通して実施はしていた。こうした点も含め、実績の評価をしておきたい。 ・青少年対策地区委員会クリーン活動は子どもがメインで展開されるが、同種の取組は町会・自治会レベルでも「みんなの町の清掃デー」として実施している。こうした取組ともリンクさせ、活動の質を向上させてほしい。ちなみに、「みんなの町の清掃デー」はごみ減量対策課が所管し、美しい八王子をつくる会が中心となって展開しているが、こうした組織との連携も期待したい。
---	---

今後の取組

<p>公共施設のユニバーサルデザインについては、法定基準に則りながら、利用者の声をできる限り反映できるよう努めていきます。</p> <p>子どもたちが地域に関心を持ち、きれいなまちづくりに関する事業にも参加できるように周知を行っていきます。</p>
--

地域の関係機関の連携が進み、親の子育ての不安や負担感が早期に軽減され、児童虐待を予防する環境が整っています。やむを得ず家族と離れて暮らす子どもがあたたかな環境で育ち、次代を築いていくための支援体制がつくられています。

重点施策

施策34 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

- 八王子版ネウボラによる児童虐待の予防や早期発見に向けた体制の充実
・八王子版ネウボラによる児童虐待の予防や早期発見に向けた体制を引き続き確保しました。
- 気軽に悩みや不安を話せる機会や場所の充実
・子育てひろばでは、職員が親の不安や悩みの聞き手となり、不安の解消に努めました。
・令和4年3月末時点ではちまるサポート(旧地域福祉推進拠点)を10か所開設しました。
- 育児不安を軽減する出産・育児情報の提供
・育児不安を軽減する出産・育児情報を、妊婦面談やパパ・ママクラスの際に冊子を配布したり、ホームページなどを利用して提供しました。
・子ども家庭支援センターと各保健福祉センターが連携し、妊娠期から必要な情報提供することで産前産後の保護者の不安感を軽減しました。

施策35 児童虐待防止を支えるネットワークの充実と人材育成

- 行政の分野を横断した情報共有と連携強化
・八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議を実施し、関係機関との連携を図りました。
・学校では、児童相談所・子ども家庭支援センター・警察署等との連携を強化しました。
- 児童虐待防止のための人材(人材)育成
・児童相談所と人事交流を図った他、定期的に研修を開催または参加をし人材育成を図りました。
- 子ども家庭支援ネットワークに関わる職員や主任児童委員・民生児童委員に対する研修
・民生委員児童委員協議会の部会活動等で子育て支援に関する研修を実施しました。
・子ども家庭支援ネットワーク構成員及び主任児童委員・民生児童員に研修を行い充実を図りました。

施策36 社会的養護を必要とする子どもへの支援の充実

- 社会的養護や里親制度についての周知・啓発
・10月・11月里親推進月間に合わせて養育家庭体験発表会を開催しました。
- 児童養護施設の支援と施設退所後の継続した支援
・児童相談所の依頼に基づき、関係機関を招集し、情報の共有と退所後の支援の役割分担を明確にしました。

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	養育支援訪問事業 訪問件数	2,516件	3,870件	3,658件			3,848件	5,144件
2	子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数	35校	19校	27校			全37校	全37校
3	児童虐待防止に関する研修の実施	-	実施	実施			実施	実施

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子版ネウボラにより、妊娠期から関わりを持つことで、児童虐待の予防や早期発見につなげました。 ・養育支援訪問事業については、件数は減少となりましたが、子ども家庭支援センターの相談員及び見守り支援員により子どもの安全安心の確保に努めました。 ・児童虐待の予防・対応として開催している中学校区分科会が新型コロナウイルスの影響により、昨年度は開催回数が減ってしまいましたが、今年度は前年度と比較して増加となりました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・児童虐待の通告数ゼロを目指し、本施策のさらなる充実はもちろんのこと、基本方針1基本施策1にあるスクールソーシャルワーカーによるきめ細やかな定期巡回相談、また基本方針2基本施策8にある公立保育所の保育士による子育て訪問相談などの取組との連動を強化してほしい。 ・児童虐待の実態把握、ならびに児童虐待防止のための人材拡充・交流等について、子ども家庭支援センターとも連携しつつ、引き続き強化していく必要がある。 ・通告や相談システムなどの機能強化については、保護者への啓発も含めて引き続き丁寧に進めてほしい。
---	--

<p>ソーシャルワーカーによるきめ細やかな定期巡回相談、公立保育所の保育士による子育て訪問相談に継続して取り組み、児童虐待防止の各施策と連携していきます。</p> <p>児童虐待の実態把握、ならびに児童虐待防止のための人材拡充・交流等については、様々な機関との情報交換、地域でのネットワーク会議を継続して進めていきます。</p>
--

障害のある子どもを支えるネットワークが充実し、早い時期から子どもと保護者への切れ目ない支援が行われており、子どもが地域の中で安心して成長しています。障害のある子どもの特性や成長に合わせた支援や居場所づくりが進んでおり、子どもが将来、社会参加や自立した生活を実現するための力が育まれています。

重点施策

施策37 障害のある子どもの支援体制の充実

- 障害児に関する切れ目ない支援や情報提供
 - ・「はちおうじっ子マイファイル」事業で障害児のライフステージに即した切れ目ない支援を推進するとともに、障害者地域自立支援協議会こども部会を開催し、障害のある子どもと家庭を支援するために現状の把握と情報の共有を行い、障害児支援を推進しました。
 - ・「特別支援教育ハンドブック」を作成し、「はちおうじっ子マイファイル」を活用した切れ目ない支援についてなど、特別支援教育にかかわる様々な情報を提供しました。
- 重症心身障害児や医療的ケア児への支援
 - ・看護師等が重症心身障害児等の自宅に訪問して、家族の代わりに一定時間ケアを行う在宅レスパイト事業を述べ101回行いました。
 - ・医療的なケアが必要な児童・生徒には、学校に看護師の派遣を行いました。
 - ・小児等在宅支援に関する検討会を開催しました。
- 障害のある子どもの親の会についての情報提供
 - ・障害者(児)を抱える家族が集まって運営する家族会や親の会について、相談に応じた情報提供を行いました。

施策38 障害の早期発見・早期支援

- 子どもの発達に関する相談体制の充実
 - ・市内2か所の児童発達支援センター「すぎな愛育園」「すぎな愛育園きらきら」や、発達障害児支援室「からふる」において、発達に支援を必要とするお子さんや保護者の方に対する発達相談などを行う体制を整備し、子育てに関する不安の軽減を図りました。
 - ・総合教育相談室において、心理相談員が発達に関することを含め、子どもの学校・家庭生活に関する相談に対応している。また、就学相談室において、特別な支援が必要なお子さんの就学・転学に関する相談を受けました。
- 保育施設や幼稚園における巡回発達相談の充実
 - ・巡回発達相談は新型コロナウイルスの感染拡大により休園が増加した影響で前年度より回数は減少し、246回となりました。
- 発達障害における早期発見・早期対応の検討
 - ・小児障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」にて、発達障害のある、またはおそれのある児童に対し、早期発見・早期療育を行うことにより、その児童や家族が安心した生活が送れるように、相談支援事業・療育支援事業・普及啓発事業等を行いました。

施策39 障害児保育や障害児の居場所づくり

- 教育・保育施設等での障害児の受入
 - ・学童保育所では、支援が必要なお子さんを、各施設4名まで受け入れられるよう体制を整備しました。
- 医療的ケア児の居場所づくり
 - ・医療的ケア児が利用できる施設の拡充のため、市施設整備費補助等を活用し、事業者に働きかけを行いました。
 - ・「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、医療的ケア児を安全に受け入れるための保育環境を整えました。
- 子育て支援施設での障害児も一緒に参加できるプログラムの実施
 - ・親子つどいの広場ゆめきっずで早期発達支援士による相談会を行いました。

	指標	策定時 (2018年 度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年 度)
1	重症心身障害児レスパイト事業の実施	-	実施	実施			実施	実施
2	巡回発達相談の実施件数	300件	273件	246件			322件	329件
3	放課後等デイサービスの利用者数	1,012人分	1,087人分	1,096人分			1,800人分	2,100人分

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター「すぎな愛育園」「すぎな愛育園きらきら」、発達障害児支援室「からふる」において発達相談などを行う体制を整備しました。また、総合教育相談室においても発達に関する相談も含めて対応しました。 ・新型コロナウイルスの影響により、休園が増加したことから巡回発達相談の件数は減少となりました。 ・放課後等デイサービスの利用者は前年度から増加し、1,096人分となりました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・発達障害の発見について、保育や教育現場の対応だけでは保護者の理解をいただくことに時間がかかるケースも見られる。二次障害の発生を避けるためにも、巡回発達相談の活用を促すとともに、保護者への啓発活動をさらに充実させ、医療機関への受診促進を図る必要がある。また、障害の認定は受けていないが、支援が必要な子どもは増えており、そうしたケースにも柔軟に対応できる体制づくりも必要である。 ・国はこども家庭庁を創設し、障害児支援についても一本化する方針である。八王子市もこうした国の動向を踏まえ、窓口の一本化を図るなど、市民がより相談しやすい体制づくりを進めてほしい。 ・医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、重症心身障害児レスパイト事業のさらなる充実、および、2か所設置されている児童発達支援センターについても、利用者対応をさらに充実してほしい。さらに、近々、公表予定の国連障害者権利委員会からフル・インクルーシブの達成所見を踏まえた対応も準備してほしい。
---	---

<p>発達障害については、様々な施策があり、窓口が多くありますが、行政一体となった切れ目のない支援の方法を検討していきます。</p> <p>また、レスパイト事業を引き続き進めていくとともに、児童発達支援センターについても国等の動きを注視しながら充実を図っていきます。</p>

ひとり親家庭への総合的な支援が充実し、生活基盤の安定により安心して子育てができています。家族がふれあうゆとりある生活を送っており、子どもは、様々な体験や交流を重ね、未来への希望を持ちながらいきいきと学び、心豊かに成長しています。

施策40 ひとり親家庭への支援

- 「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の実施
 - ・八王子駅北口近くに「就労生活相談窓口」を開設し、相談者に適した職業紹介を行いました。
 - ・教育資金などのセミナーをWebで開催するとともに、無料でパソコン講座を開講しました。
 - ・新型コロナウイルス感染症に対応した支援として、「テレワーク推進事業」を実施しました。
- 経済的支援や家事支援
 - ・ひとり親家庭への各種手当や新型コロナウイルス感染症対策の各種給付金の支給、医療費の助成、子どもの学費が主である母子父子福祉資金の貸付など経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を実施しました
- 保育施設や学童保育所への入所や市営住宅の抽選制度などにおける、ひとり親家庭への配慮の確保
 - ・年3回行う市営住宅入居者募集において、ひとり親世帯に当せん率が高くなる優遇抽選を実施しました。
 - ・学童保育所の入所承認基準において、ひとり親家庭は指数を加点するなど配慮しました。
 - ・ひとり親家庭を対象にコニカミノルタ サイエンスドーム入館料とプラネタリウム観覧料を免除しました。

施策41 ひとり親家庭で育つ子どもへの支援

重点施策

- 学習支援の実施
 - ・児童扶養手当受給程度の所得であるひとり親家庭の中学生などに対し、学習支援教室「はち☆スタ」を14会場で実施しました。
 - また、学習支援教室「はち☆スタ」に通うことが難しい児童扶養手当受給者等の中学生に対し、家庭教師派遣「ゆめはち先生」を実施しました。
- ひとり親家庭の親と子がふれあう機会の提供
 - ・ひとり親家庭の親子・親同士・子同士がふれあい、交流できるよう、野菜の収穫体験を行う親子ふれあい事業を実施しました。
- 生活力の向上に向けた体験活動の実施
 - ・ひとり親家庭の小学校5・6年生を対象に、午前中英語と算数の学習支援、給食ボランティアによる食事提供、午後にスポーツやパーティーゲームなどの体験活動を行いました。

施策42 ひとり親家庭への相談・情報提供

- 母子・父子自立支援員による相談・支援の実施
 - ・母子父子自立支援員を4名配置し、離婚前相談や養育費相談、子どもの教育費や養育の相談など、様々な相談を受け、関係機関と連携しながら助言や支援制度の紹介を行いました。
- ひとり親家庭への情報提供の充実
 - ・ひとり親家庭支援情報メールマガジン「はち☆エール」でひとり親家庭への支援制度やイベント、公営住宅情報、子ども食堂などの情報を配信しました。
- 女性のための相談や講座の実施
 - ・さまざまな悩みや問題を抱えている女性が安心して暮らしていけるよう、女性のための電話による総合相談と専門の女性相談を実施しました。女性のための総合相談(2,882件)、女性のための専門相談(437件)

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	就労支援を実施した方のうち、就職が決まった割合	60.0%	40.2%	25.0%			64.0%	66.0%
2	学習支援(ゆめはち先生)を受けた中学校卒業者の高校進学率	95.0%	100%	100%			98%以上	98%以上
3	ひとり親家庭へのメールマガジンの登録者数	1,381人	2,107人	2,197			1,800人	2,000人
4	児童扶養手当受給者のうち、養育費を受け取っている割合	15.8%	18.8%	19.40%			16.2%	16.4%

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親に対して就業支援(64件→45件に減)と資格取得支援(44件→61件に増)を行いました。コロナ禍の影響もあり、就職が決まった割合は減少しました。 子どもに対しては学習支援(ゆめはち先生・はち☆スタ)を実施し、学習支援を受けた中学校卒業者の高校進学率が100%になりました。 手当等の支給とともに制度の周知や相談の充実にも努め、様々な相談窓口と連携を行い、ひとり親家庭の生活支援を実施しました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ひとり親家庭の子どもにとって、遊び、また体験的な学習機会の保障は大切である。コニカミノルタサイエンスドームの入館料免除だけでなく、対象施設の拡充を望みたい。例えば、交通費の負担軽減のためにも、地区に1か所は無料で利用できる施設を確保してほしい。 公共の学芸施設だけでなく、娯楽や自然体験ができる施設利用も拡充してほしい。居場所づくりという観点からも、民間施設の利用も視野に入れてほしい。
---	---

<p>ひとり親家庭が無料で利用できる施設の拡充については、事業に資するために本来収入すべきものを減免しているという点にも配慮しながら、検討を進めていきます。</p> <p>また、ひとり親家庭を支えるため、親に対しては就業支援等、きめ細やかな支援を継続するとともに、子どもに対する体験する機会の確保に努めていきます。</p>

子どもの将来が、家庭環境に左右されることのないよう、必要な支援の充実と教育の機会均等が図られています。すべての子どもが、夢や希望をかなえようと、未来への意欲を持って成長しています。

重点施策

施策43 子どもへの教育・生活支援

- 身近な場所での学習支援の実施
 - ・生活に困窮している世帯の子どもを対象として学習意欲を育てるよう、身近な場所での学習支援を実施しました。
- 地域での相談・居場所づくり
 - ・令和4年3月末時点ではちまるサポート(旧地域福祉推進拠点)を10か所開設しました。
 - ・児童館や子ども家庭支援センターでは、日ごろから子どもの相談相手になりました。
- 生活に困難を有する子どもを支える団体への支援
 - ・八王子食堂ネットワークの活動により子ども食堂などの団体間の連携を促進し連絡会の開催により情報交換の場を設けました。また19団体に市の補助金支給により活動費を支援しました。

施策44 生活に困っている世帯への支援

- 支援対象者の実態に応じた自立支援プログラムの実施
 - ・生活困窮者自立支援相談窓口では生活に困っている方に寄り添い、相談者の状況に応じて自立に向けた支援を実施しました。(2,712件)
- 関係機関との連携など多様な主体による支援
 - ・庁内・庁外の関係機関と情報共有を目的として生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催する等、関係機関と連携して、生活困窮者の早期発見・早期支援に努めました。
- 各種手当や子どもの進学助成、住宅支援などの経済的支援
 - ・市営住宅の入居募集において、子育て世帯の所得要件を緩和しました。
 - ・家賃補助対象住宅において、子育て世帯を対象に入居者を募集しました。
 - ・経済的な理由によって就学が困難と認められた小中学生のいる世帯に対し、学用品費等を支給しました。

施策45 子どもの貧困に関する実態把握

- 施策の効果を把握する実態調査の定期的な実施
 - ・令和4年度の実施に向け、調査内容を検討するなどの準備を行いました。

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	生活保護家庭における中学校卒業者の進学率	91.0%	98.4%	95.0%			95.0%	95%以上
2	生活に困っている世帯の新規相談受付件数(累計)	1,525件	2,235件	2,693件			2,267件	2,406件

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮層の子どもの学習支援を充実し、高校進学や学習習慣の定着を図るとともに、その保護者に対し適切な就労支援を行い、自立支援を充実しました。 生活に困っている人への支援として、新型コロナウイルスの影響により、子ども食堂が閉鎖している期間においても、食料の配布を行うなど生活に困っている方々への支援に努めました。また、市の補助金について、食事の提供だけでなく、食材の配布においても引き続き利用できるようにし、子ども食堂の運営者を支援しました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 中学校卒業後の進学率向上を図る上で、子どもの生活実態を正確に把握することは不可欠である。貧困対策はもちろんのこと、サポート校のあり方や居場所づくりを実態に即して進めるためにも、より正確な統計調査を検討してほしい。 子ども食堂のさらなる充実を図るとともに、家庭に食材を届けるなどの支援も必要となる。今後も各地域に積極的に声をかけ、子ども食堂の運営ボランティアや、食材提供が可能な個人や組織の募集を図ってほしい。 大学進学等について、生活保護受給世帯が不安を抱えるケースも多い。丁寧なアナウンスが必要となる。
---	---

子どもの生活実態調査については、令和4年度に実施を予定しており、今後継続することも検討していきます。

子ども食堂については、引き続き、食材提供やボランティアの申し出があった際に希望する子ども食堂に案内するなど、支援をしたい人と子ども食堂を繋げる取組を進めていきます。

大学進学については、進学した場合世帯分離を行って自立をしていくこととなりますが、希望する方向に進んでいただくことを重点的に考え、積極的に後押ししていきます。

外国人や海外から帰国した子どもや保護者が、言葉の壁や心の壁を感じることなく、安心して暮らすことができます。また、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として、国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らしています。

重点施策

施策46 外国人家庭への子育て支援

- 子どもへの日本語学習支援や生活支援
・日本語が話せない学齢の子が就学した際に支援者を派遣して学校生活をサポートしました。また、小中学校各1校ずつある日本語学級への通学費を支給しました。
- 保護者への日本語学習支援や生活支援
・クワイエットホールで合計44回「外国人のための日本語教室」を実施し、52名(延べ390名)が参加しました。

施策47 外国人にもわかりやすい情報発信

- 行政情報などの多言語化、やさしい日本語の活用の推進
・外国語版母子健康手帳の活用、乳幼児健康診査のアンケート英語版活用しました。
・桑都日本遺産センター 八王子博物館(はちはく)のオープンに伴い、展示内容の解説を多言語で閲覧できるアプリ「ポケット学芸員」を導入しました。
・多言語対応アプリ「カタログポケット」を活用し、市の広報紙と「子育てガイドブック」を9か国語に翻訳しました。
・多言語併記の観光マップをデジタル化しました。

施策48 多文化共生意識の啓発や国際理解の推進

- 小・中学校における国際理解教育の推進
・小・中学校に外国語指導助手を配置しました。
(小学校及び義務教育学校第3・4学年は10時間
小学校及び義務教育学校第5・6学年は5時間
中学校第1学年から第2学年、義務教育学校第7学年から第8学年は7時間
中学校第3学年、義務教育学校第9学年は7時間
特別支援学級は5時間)
・「留学生との交流事業」を実施しました。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため11月から12月の期間に、希望校のあった小学校2校で実施し、創価大学・帝京大学より留学生を派遣)
・「夏季教員研修(英会話)」でネイティブ講師による英会話研修を実施しました。

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	多言語化に対応した子育てガイドブックの作成	-	実施	実施			実施	実施

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や海外から帰国した子どもと保護者が言葉の壁や心の壁を感じることがないように日本語学習支援や保護者に対する生活支援を進めました。 ・外国語でも情報を受け取ることができるよう様々な媒体において多言語で情報発信しました。
---	--

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・子どもへの支援はもちろんのこと、ヤングケアラーの問題も含め、親支援のさらなる充実が必要となっている。保護者への日本語学習支援や生活支援などについても、担当部署内にとどまらず、市全体でワンストップの対応ができる体制づくりが求められる。
---	---

<p>外国につながる親の支援については、八王子国際協会が保護者の言語の問題や生活支援といった相談を受け付けています。今後も親の支援について継続して取り組んでいきます。</p>

若者たちが、様々な人とかがかり、体験を重ねる中で、多様な価値観にふれながら、未来に向かって自分らしく歩んでいます。

重点施策

施策49 一歩を踏み出すきっかけづくり「若者なんでも相談」

- 人とかがかりあうことや相談することの大切さを伝える普及・啓発活動
 - ・市内高等学校での「総合的な探究の時間」及び大学での出前授業において、若者総合相談センターの周知を行うとともに、悩みを一人で抱えずに他人に頼ることの大切さを伝えました。
- 若者なんでも相談窓口
 - ・若者総合相談センターにおいて、高校生世代以降の若者の悩みや思いを何でも受け止め、適切な支援につなげました。(利用件数2,823件、相談件数370件、新規相談者数137名)

施策50 若者の視野が広がる教育や普及・啓発

- 若者の安全・安心な生活につながる普及・啓発
 - ・成年年齢引き下げや若者がトラブルに遭わないための注意喚起情報を大学コンソーシアム八王子を通じて、各大学の学生専用ポータルサイトや保護者専用ポータルサイトへの掲載を依頼するとともに、一部の大学に啓発用クリアファイルなどを配布しました。
 - ・成人式会場前で悪質商法の被害防止の啓発を新成人などを対象に行いました。
- 若者にとって生きるヒントが得られるような教育機会の充実
 - ・若者を対象とした講座を8講座実施し、延べ212人が参加しました。
- 主権者教育の充実
 - ・東京都議会議員選挙における投票事務への学生アルバイトを採用し、学生に実際の選挙事務を経験してもらうことで選挙への関心を高めました。
 - ・政治関心を高めることを目的に八王子市内の学校15校における生徒会役員選挙時の投票箱などの選挙機材の貸出など、教育委員会と連携を図り主権者教育の促進に取り組みました。

施策51 若者のキャリア形成

- 若者の安定した雇用の促進
 - ・新卒ハローワーク及び日野市との共催で、新規大卒者等就職面接会を行いました。(1回、参加企業8社、求職者41名)
- 若者の職場定着支援
 - ・はちおうじ就職ナビに登録している企業等に、就職した新入社員を対象に新入社員合同研修(全3日間、参加企業12社、参加者29名)を行い、社会人としての基礎知識の習得を図るとともに、企業の枠を越えた同年代同士で悩みの共有や相談ができる仲間づくりを行いました
 - ・大学コンソーシアム八王子や(公財)東京しごと財団等の共催により合同企業説明会を開催しました。((公財)東京しごと財団主催イベントのうち第1回と第4回を大学コンソーシアム八王子共催で実施)【第1回】参加者107名、参加企業数:18社 【第4回】参加者68名、参加企業数:19社
 - ・職業意識を高め、八王子市の市政に対する理解を深めるため、インターンシップの受け入れを実施しました。令和3年度からは受け入れ制度の見直しを行い、協定を結んでいなかった大学ともインターンシップを受け入れることができるようになりました。
- 雇用奨励金、若者奨励金
 - ・はちおうじ就職ナビに掲載されている企業に入社された若者に奨励金を交付しました。(新規認定者71名)
- はちおうじ就職ナビによる市内企業の魅力発信
 - ・はちおうじ就職ナビにおいて、市内252社の企業の魅力を発信しました。(令和3年度より17社増)
- リカレント教育に関する機会の創出
 - ・市内のリカレント教育情報を一元化して提供するスマートフォン向けアプリの公開を行いました。

施策52 若者の「今」を応援

- 若者の文化・芸術分野における活動の促進
 - ・全国公募による3つの団体に演劇作品を創作し、その過程を発信・アーカイブしつつ、配信による上演発表を行うプログラムである八王子ユースシアター2021(全4公演7回上演、オンライン配信)を実施しました。
- 若者による社会参加・社会貢献活動の促進
 - ・大学コンソーシアム八王子が、学生による地域貢献活動等を支援する学生企画事業補助金を実施しており、令和3年度は、8件に対し補助を行いました。
- 伝統文化ふれあい事業、学生企画事業補助金、学生発表会、八王子学生CMコンテストの実施
 - ・伝統文化ふれあい事業:八王子車人形をはじめとする各講座を33回(ほか発表会1回)実施し、101名が参加しました。
 - ・学生企画事業補助金について8件に対し補助を行いました。
 - ・学生発表会を一部オンラインにて実施し、199件の発表を行い、814名が参加しました。(会場259名、オンライン555名)
 - ・八王子学生CMコンテストの上映会・表層式の様子をYouTubeで配信しました。(応募作品数:23作品、上映会・表彰式視聴者数:174名)

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	「若者なんでも相談窓口」における利用件数	-	576件	2,823件			1,000件	1,500件
2	若者が対象となる生涯学習講座の数	10講座	4講座	8講座			20講座	30講座

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者なんでも相談窓口」における利用件数は令和2年度と比較して2,247件増加し、2,823件となりました。 ・若者が対象となる生涯学習講座の数は令和2年度から4講座増加し、8講座となりました。 ・市内のリカレント教育情報を一元化して提供するスマートフォン向けアプリの公開を行いました。 ・大学コンソーシアム八王子が、学生による地域貢献活動等を支援する学生企画事業補助金を実施しており、令和3年度は、8件に対し補助を行いました。
---	--

評価

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・主権者教育の一環として、引き続き、選挙準備に関して学生アルバイトを募集し、投票事務などを体験していく活動を推進してほしい。 ・「若者なんでも相談窓口」は大変よい取組だが、若者が抱える悩みにはLGBTQなど、より専門的な支援が必要なケースもある。今後は、相談窓口と専門的機関との連携を図り、こうした複雑な悩みを抱える若者支援の充実も図ってほしい。
---	--

今後の取組

若者の視野を広げる施策の一環として、引き続き、選挙での学生アルバイトの募集や、投票事務などを体験していく活動を推進していきます。
また、若者総合相談センターはなんでも相談窓口ではありますが、専門的な相談があった場合には、専門的機関につなぐことができるよう連携を強化していきます。

悩みを抱えた若者が、一人ひとりの状況に応じた支援を受けています。また、支援を通じて、出会った人と関わる中で、安心感を得るとともに、多様な価値観にふれ、安心感を得ながら、社会とのゆるやかなつながりを育んでいます。また、若者それぞれのペースで、地域活動などにも参加し、自分らしさをいかしていく中で、人の役に立てる喜びを感じながら、自分らしいみちを歩んでいます。

重点施策

施策53 働くことや学ぶことへの不安や悩みを抱える若者に寄り添う支援

- 働くことへの悩みを抱えた若者の支援
 - ・若年無業者就労促進支援事業において、就職したものの退職した若者や、就業経験のない若者などの相談を受け付け、市内の協力企業において就労体験が積めることで、円滑に就職活動を進めることができるよう支援を行いました。(進路決定者数40名)
- 学びの継続や、学び直しに向けた活動支援
 - ・若者総合相談センターにおいて、不登校や退学している若者の相談を受け付けるとともに、就労に向けた支援が必要な若者については、八王子若者サポートステーションにつなぎ、就労に向けた適切な支援につなげました。
 - ・生活に困窮している世帯で、高校受験に再チャレンジする子どもや勉強の遅れを取り戻したい高校生を対象として、身近な場所での学習支援を実施しました。
- 中学校との連携による切れ目ない支援
 - ・12月に市内中学校へリーフレットを配布して周知を図ったほか、相談のあった生徒が在籍する中学校と個別に連携を図りました。
 - ・中学卒業間近である1月から3月にかけて、中学生の相談があり、若者総合相談センターでの居場所支援等につなげました。
- サードプレイスの創出
 - ・ベルマークの仕分けボランティアや遊びを通して人と話すことに慣れるプログラム活動、安心して好きなように過ごせるフリースペースなどのサードプレイスを若者総合相談センターで提供し、共通の趣味を介した若者同士の横のつながりが生まれました。
- 図書館における実習、就労体験の提供
 - ・八王子若者サポートステーションから職場実習生の受け入れや、小中学生等の体験学習の受け入れを行いました。

施策54 ひきこもり状態にある若者とその家族への支援

- ひきこもり状態にある若者とその家族への支援
 - 若者総合相談センターにおいて、必要に応じて自宅へのアウトリーチを行うほか、はちまるサポート及び東京都ひきこもりサポートネットとの連携により、市内のひきこもり状態にある若者やその家族への支援を行いました。
- こころの健康に向けた支援
 - 専門医・保健師による相談やアウトリーチ事業を実施。デイケアや思春期の課題を抱える家族グループは、感染防止対策を取りながら支援を継続しました。

施策55 生活に困っている若者への支援

- 生活に困っている若者への就労・生活などに関する支援
 - ・生活困窮者自立支援相談窓口では生活に困っている方に寄り添い、相談者の状況に応じて自立に向けた支援を実施しました。
- 生活に困っている若者の就学に関する支援
 - ・受験料や塾代の貸付を行う受験生チャレンジ支援貸付事業などの情報が支援を必要とする方へ届くよう周知を進めました。
- 居住支援協議会の運営
 - ・住宅相談会を開催しました。
 - ・居住支援協力店(住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居について支援を行う市内事業者)の登録を推進しました。

施策56 若者の非行防止や立ち直り支援

- 青少年の立ち直り支援 ・八王子BBS会への委託により、非行などの課題を抱える子どもに対し、比較的年代が近いことから身近なともだち感覚で話せる大学生ボランティアが学習支援や交流活動を行いました。
- 再犯防止推進計画 ・令和3年(2021年)4月に策定した再犯防止推進計画に基づき、再犯防止推進会議等を通じて、計画の推進・進捗管理を行いました。
- 薬物乱用防止の推進・啓発 ・標語を募集して、薬物乱用防止ポスター・標語入賞作品展を実施しました。
- 青少年育成指導員による活動 ・228名の育成指導員による3,200回以上の巡回活動など、地域の実情に応じた健全育成活動を実施しました。

施策57 様々な生きづらさを抱えた若者への支援と支え合い

- 障害のある若者などへの支援 ・障害者就労・生活支援センター「ふらん」などとの協働により就労面と生活面の一体的な支援を行いました。
- 外国人へのコミュニケーションや生活面に関する支援 ・若年無業者就労促進事業の支援メニューにおいて、外国にルーツをもつ若者を対象とした、就労に向けた日本語等のオンライン学習講習会を行いました。
- 自殺対策に関する市民への普及・啓発及び支援者の人材育成 ・自殺対策強化月間(9月3月)に、広報等掲載・CM放送や関係機関へのちらし等の配架依頼を実施しました。また、支援者向け研修はweb研修(動画配信)を行いました。
- LGBT電話相談などの実施 ・性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行いました。(電話相談件数16件、LGBT講演会「元女子高生、パパになる」(参加者26名))

指標の実績

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	「若者なんでも相談窓口」における支援機関の紹介件数	-	180件	290件			300件	450件
2	八王子若者サポートステーション進路決定者数	42人	37人	40人			60人	70人
3	生活に困っている若者の新規相談申込件数	210件	399件	460件			290件	320件

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者なんでも相談窓口」における支援機関の紹介件数は前年度から110件増加し、290件となりました。 ・八王子若者サポートステーション進路決定者数は前年度から3人増加し、40人となりました。 ・生活に困っている若者の新規相談申込件数は前年度から61件増加し、460件となりました。
---	---

評価

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・働くことへの不安や悩みへの対応に関し、市と中学校が連携し、切れ目ない支援は必要であるが、実際には中学校を卒業し、すぐに社会人というケースはまれである。よって、中学校においては、今まで以上に職場体験や、仕事の話聞く機会を増やすことが大切となる。 ・現在、社会問題となっているヤングケアラーについて、子ども家庭支援センターが窓口となっているが、ヤングケアラーがどのような姿を指すものかについて、保護者に周知し、問題の自覚を促す必要がある。教育委員会が市内小中学校を対象に調査しており、その結果も踏まえ、対応していく必要がある。ただ、子ども家庭支援センターが窓口となっている現在、高校生は利用しにくいケースも想定される。ヤングケアラーは中高生に多く見られるだけに、そうした年代へのフォローが急務となる。
---	--

今後の取組

ヤングケアラーについては、支援が必要な子どもが相談できるように周知を行い、適切に支援できる機関へつなげることで広い年代をカバーできるように取り組んでいきます。

若者の社会的自立に向けた応援・支援
地域で若者を応援する環境づくり

地域では、様々な人々が温かなまなざしを向けながら若者を応援する、ゆるやかなつながりが広がっています。こうした中、若者たちには、生活に必要な情報や関心が持て、親しめる情報が届いています。若者たちは、安心してこち良く暮らせる地域に目を向け、経験を重ねる中で、様々な世代の人と関わり合うことの大切さを理解しています。

重点施策

施策58 支援の輪が広がるネットワーク

- 若者なんでも相談窓口を核とした支援機関を結ぶネットワーク
 - ・若者総合相談センターにおける様々な支援機関との連携を強化するため、はちまるサポート、保護司会、消費生活センター、就労支援機関及び福祉事業者等の地域の支援窓口への巡回訪問を行い、窓口の状況に関する相互の情報収集に努めました。
- 中学校・高校・専門学校・大学などの教育機関との連携による支援の充実
 - ・在学中の教育機関との連携を図り、卒業後等に円滑に若者総合相談センターの支援につなげられるよう、各種教育機関への若者総合相談センターの周知及び個別連携を図りました。
 - ・高校の「総合的な探究の時間」及び大学授業への出前授業において、学生・生徒へ直接若者総合相談センター及び若者サポートステーションの支援内容について周知しました。
 - ・大学コンソーシアム八王子の情報発信事業として高校生向け情報誌を16,000部作成し、市内の高校や進学ガイダンスで配布しました。
- 支援者への支援
 - ・青少年対策地区委員会に対し、東京都によるアドバイザー派遣事業を周知しました。
 - ・重層的支援体制整備事業におけるひきこもり支援部会において、若者総合相談センター相談員が支援に関する事例発表を行い、他の支援機関のスキルアップに貢献しました。
- 「(仮称)若者支援協議会」における支援体制づくり
 - ・重層的支援体制整備事業におけるネットワーク会議及びひきこもり支援部会へ出席し、関連機関との関係づくりを行いました。
- 生活困窮者自立支援ネットワーク会議
 - ・関係機関と情報共有を目的として生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催する等、関係機関と連携して、生活困窮者の早期発見・早期支援に努めました。

施策59 若者ニーズのキャッチと情報発信

- 若者が親しみやすい様々な媒体による情報提供
 - ・若者総合相談センターにおける各種活動を周知する内容をセンター公式ツイッターに掲載しました。掲載に当たっては、ハッシュタグを立てることで、関心の有無に関わらず幅広く若者世代の目にふれるよう工夫しました。
- 若者による地域でのボランティアなどの活動の発信
 - ・若者総合相談センターにおける活動メニューとして、センター近隣神社での行事への参加、センター近隣地域や高尾山薬王院での清掃活動、大塚西公園での池清掃への参加等の活動を実施しました。
 - ・大学コンソーシアム八王子の八王子地域学生生活動連絡会主催のシンポジウム内でボランティア活動を行っている学生が登壇し、参加者に対して活動についての紹介を行いました。
- 東京都などとの連携や支援機関への情報提供
 - ・国・東京都が実施するSNS・チャット相談についての市HPにおける周知を充実させたほか、東京都ポータルサイト「若ぼた」に八王子市若者総合相談センターの記事が掲載されました。

重点施策

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	若者施策に携わる支援者への研修参加人数	545人	324人	218人			610人	660人
2	「若者なんでも相談窓口」における若者支援ケース会議の開催数	-	66回	83回			15回	20回

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者なんでも相談窓口」における若者支援ケース会議の開催数は令和2年度から83回に増えました。 ・若者総合相談センターにおける各種活動を周知する内容をセンター公式ツイッターに掲載しました。 ・大学コンソーシアム八王子の情報発信事業として高校生向け情報誌を16,000部作成し、市内の高校や進学ガイダンスで配布しました。 ・若者施策に携わる支援者への研修参加人数は、青少年育成指導員等への研修をコロナ禍の影響で見送ったため、令和2年度から106人減少し、218人となりました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・地域ボランティアとして、宗教施設での行事参加や清掃活動が例示されているが、実際には、宗教色は排除し、参加する若者自身の希望により選択されている。こうした配慮も、誤解されないよう、周知してほしい。
---	--

ボランティアの場所については、参加する若者自身が選択したプロセスを明確に示せるようにしていきます。

若者の社会的自立に向けた応援・支援 若者たちがつくる八王子のミライ

若者へ対する市民の理解が深まり、地域では若者の立場や状況を尊重した支援や応援の輪が広がっています。若者たちは様々な活動を通じて出会った人々に感謝を重ねながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らしています。互いに支え合う地域社会で、それぞれの若者が人とのつながりを育みながら、自分のみちを自分らしく歩んでいます。

重点施策

施策60 いかしていこう！若者の声

- 高校生・大学生などによるまちづくりに関する提案事業
 - ・令和4年2月13日、オンライン方式により「高校生によるまちづくり提案発表会」を開催しました。市長・教育長への発表のほか、より多くの高校生が参加できるようにポスター発表部門を設けました。
 - ・大学コンソーシアム八王子加盟校の学生が地域課題の解決へ向けた提案を行う学生発表会を行いました。発表件数：199件（口頭発表134件、ポスター発表47件、展示発表18件）参加者数：814名（会場259名、オンライン555名）
- 市の長期ビジョン策定における若者の参加
 - ・拓殖大学、創価大学に対して長期ビジョンについて講談しました。
 - ・SNSで素案パブリックコメントへの意見を呼びかけました。
 - ・懇談会参加者に若者（20代）が参加しました。
- 市の各種審議会への若者の参加
 - ・若い世代の市民参加を進めるため、市民参加推進審議会に「若い世代の市民参加の推進について」を諮問し、有効な方策について議論いただきました。
- 子どもミライ会議の開催
 - ・子どもが市長・教育長を前にまちづくりについて意見を発表する子どもミライ会議（12月12日・市役所会議室）を開催し、子どもの委員19名が参加しました。
- 地域づくり推進会議における若者の参加
 - ・地域づくり推進会議の設置に向けた「中学校区別ワークショップ」に高校生・大学生が参加しました。
 - ・現在設置している地域づくり推進会議に、若者が参加しました。

施策61 若者の活動・チャレンジを応援

- 企業や大学、市民団体などとの連携・協力事業の推進
 - ・市民活動支援センターにおいて、若者支援を行っている団体に対する活動支援を行いました。
- 地域を支える若者の活動の支援
 - ・少年の非行などからの立ち直り支援を行ってBBS会の活動の下支えとなるよう、会の紹介リーフレットの配布を市各施設にて行ったほか、イベント実施のための会場の優先予約を行いました。
- 創業を志す若者の支援
 - ・令和3年度（2021年度）はサイバーシルクロード八王子において「本気の創業塾」を6日間にわたり実施しました。（10/23～11/27）
- アスリートや有資格指導者の活躍の場の創出
 - ・スポーツ教室を開催するにあたり、地域にゆかりのあるアスリートに講師を依頼しました。

施策62 若者の活動拠点づくり

- （仮）ユースセンター構想（児童館のあり方）
 - ・児童館のあり方を見直す中で、若者が利用しやすい児童館について大学生の意見を聞くなどし、検討しました。
- 公共施設や、空き家などにおける活動への若者参加の促進
 - ・学園都市センターについて、学生利用の更なる促進を図るため、SNS（Twitter）を活用し、施設を利用する学生団体との交流促進をしました。
 - ・図書館整備を目的に中央大学の学生と共同研究を行いました。
- 街なかにおける自習スペースの提供
 - ・「学生のためのフリースペース」を実施しました。
 - ・中央館では使用しない時間に部屋を開放し、自習スペースを提供しました。
- 公共施設の利用料金の学割設定
 - ・学園都市センターにおいて、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校に在学する学生で構成する団体が利用する場合、利用料金を減額（40%～75%）しました。（一部条件あり）

重点施策

	指標	策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度	2023年度	中間値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
1	若者が参加する市の審議会の割合	-	7.6%	6.6%			10%	15%
2	大学等と市の連携・協力事業数	267件	136件	148件			328件	340件以上

自己評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が参加する市の審議会の割合は令和2年度から減少し、6.6%となりましたが、長期ビジョンの策定にあたっては、webアンケートや懇談会で若者の意見をもらいました。 ・子どもが市長・教育長を前にまちづくりについて意見を発表する子どもミライ会議を開催し、子どもの委員19名が参加しました。 ・大学等との市の連携・協力事業は148件と増加しました。さらに児童館では、大学サークル及び関係機関と連携して、新たに地域に密着したワークショップを開催し、子ども・若者・高齢者が世代を超えて意見交換できる交流の場づくりに取り組みました。
---	---

児童福祉専門分科会による評価

B	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策を含め、目標達成に向け、おおむね順調に取り組んでおり、「B」評価が妥当である。 ・現在、4つの先行地区で実施している地域づくり推進会議の取組を他地区にも情報提供し、早期に全市的な取組とすることを期待したい。例えば、先行地区が作成する地域カルテの配布についても、縦割り行政を脱皮するためにも、未来デザイン室任せにすることなく、全市的な取組として展開してほしい。
---	---

若者の意見を地域づくりに生かせるように、連携して取組んでいきます。

子ども・子育て支援事業計画の達成状況

資料 2-

本計画では地域のニーズに合わせ、様々な子育て支援を充実しています。令和2年度(2020年度)の達成状況は、次のとおりです。

(1) 教育・保育 実施状況

教育・保育													
事業内容		子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所などの運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、家庭的保育(保育ママ)・小規模保育や事業所内保育などの地域型保育も実施していきます。											
対象 / 単位		0~5歳 / 年度当初の利用人数(人/日)											
年度		2年度(2020年度)				3年度(2021年度)				4年度(2022年度)			
年齢		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳	
利用区分		保育所等利用			幼稚園等利用	保育所等利用			幼稚園等利用	保育所等利用			幼稚園等利用
計画	量の見込み	831	3,800	6,536	5,305	829	3,846	6,452	5,099	819	3,832	6,329	4,904
	確保方策	980	3,972	6,826	7,806	982	3,976	6,846	7,806	1,004	4,020	6,866	7,746
	差(-)	149	172	290	2,501	153	130	394	2,707	185	188	537	2,842
実績	利用希望数	833	4,055	6,503	5,129	746	3,994	6,389	5,123	758	3,810	6,277	4,578
	確保状況	977	3,969	6,768	7,917	980	3,939	6,566	7,866	952	3,890	6,552	7,986
	差(-)	144	86	265	2,788	234	55	177	2,743	194	80	275	3,408
参考	年度当初の待機児童数	3	18	4	0	2	17	0	0	1	9	2	0
年度		5年度(2023年度)				6年度(2024年度)							
年齢		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳					
利用区分		保育所等利用			幼稚園等利用	保育所等利用			幼稚園等利用				
計画	量の見込み	813	3,824	6,259	4,791	811	3,819	6,279	4,755				
	確保方策	1,006	4,024	6,866	7,746	1,008	4,028	6,866	7,746				
	差(-)	193	200	607	2,955	197	209	587	2,991				
実績	利用希望数												
	確保状況												
	差(-)												
参考	年度当初の待機児童数												
量の見込み 算出方法		前年度の実績に地区ごとの人口増減率を加味して算出											

(2) 地域子ども・子育て支援事業

1. 利用者支援事業(特定型・基本型)						
事業内容		子育て家庭がニーズに合わせて、多様な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などから必要な支援を選択し利用できるように、情報の提供や相談・支援を行います。 【特定型】市役所などの窓口で、個々の状況にあった保育施設などの情報を提供します。 【基本型】子育てひろばなど親子の身近な場所で、子育てに関わる幅広い情報提供を行います。				
実施状況		【特定型】 保育幼稚園課と八王子駅南口総合事務所子ども担当で実施しています。 【基本型】 親子ふれあい広場を併設している子ども家庭支援センター5か所及び親子つどいの広場5か所で開催しています。				
対象 / 単位		0～5歳 / 実施か所数(か所)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	13	13	13	13	13
	確保方策	13	13	13	3	13
実績	確保状況	12	12			
	内 特定型(保活)	2	2			
	内 基本型(ひろば)	10	10			
量の見込み算出方法		市役所や子育てひろばの具体的な拠点数にて算出。				

1. 利用者支援事業(母子保健型)						
事業内容		保健福祉センターなど母子保健に関する施設で、保健師等が相談支援・情報提供を行います。				
実施状況		保健福祉センター3か所で開催しています。				
対象 / 単位		0～5歳 / 実施か所数(か所)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
実績	確保状況	3	3			
量の見込み算出方法		保健福祉センターの数にて算出。				

2. 延長保育事業						
事業内容		多様化する就労形態に対応するため、保育時間の前後に延長して保育を実施します。				
実施状況		認可保育所91か所で開催しています。				
対象 / 単位		0～5歳 / 利用人数(人/日)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	4,564	4,454	4,330	4,246	4,198
	確保方策	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635
実績	確保状況	9,484	9,229			
量の見込み算出方法		推計児童数(0-5歳)×利用を希望する家庭の割合				

3. 放課後児童健全育成事業							
事業内容		就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対して、放課後に遊びや生活の場を提供します。					
実施状況		学童保育所は、令和3年(2021年)4月1日現在、68小学校区に90施設を設置しています。小学6年生までの受け入れは、23施設で行っています。(令和3年度(2021年度)3月31日現在)					
対象/単位		小学校1～6年生 / 利用人数(人/日)					
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	
計画	量の見込み	6,323	6,298	6,251	6,077	5,751	
	確保方策	11,283	11,351	11,929	11,966	12,536	
実績	確保状況	9,086	8,625				
	内訳	学童保育所	6,273	6,066			
		放課後子ども教室	2,040	2,232			
		児童館	773	327			
	学童の利用希望(年度当初)	6,427	6,217				
	待機児童数(年度当初)	154	82				
	施設数	学童保育所	89	90			
放課後子ども教室		34	36				
児童館		10	10				
量の見込み算出方法		推計児童数×学年ごとの入所率(平成31年度実績)×学校ごとの入所申請伸び率(過去5年間の平均)					

放課後子ども教室の施設数は、ここでは、週に5日間事業実施をしている小学校数とします。

4. 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)						
事業内容		保護者が就労や出産、病気などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊で短期間子どもを預かります。				
実施状況		児童養護施設や乳児院、養育協力家庭の合計8か所で預かりをしています。				
対象/単位		1～12歳(小学校6年生まで) / 利用人数(人/年)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	803	765	729	694	661
	確保方策	2,788	2,780	2,780	2,780	2,788
実績	確保状況	3,231	2,513			
量の見込み算出方法		直近の利用実績×過去4年間の実績における利用実績の伸び率				

5. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)						
事業内容		乳児のいる全家庭を保健師などが訪問し、妊産婦の健康や乳児の成長・発達についての相談や情報提供などの支援を行います。				
実施状況		保健師及び助産師の訪問により実施しています。				
対象/単位		生後4か月以内の乳児 / 訪問件数(人/年)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	3,035	2,989	2,943	2,898	2,854
	確保方策	実施機関:保健福祉センター 実施形態:直営・委託				
実績	訪問率	96.2%	99.3%			
	確保状況	のとおり	のとおり			
量の見込み算出方法		0歳児人口推計×訪問率93%				

6. 養育支援訪問事業							
事業内容	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児・家事支援や相談員による訪問相談を実施し、負担軽減を図ります。						
実施状況	[育児・家事支援] 育児や家事を支援するヘルパーを派遣しています。 [専門的支援] 相談員などが、子育てへの不安感が高い家庭へ助言・指導を行っています。						
対象 / 単位	特に支援を必要とする妊婦及び家庭 / 訪問件数(件 / 年)						
年度	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)		
計画	量の見込み	2,892	3,333	3,848	4,447	5,144	
	内訳	家事支援	53	43	35	28	23
		専門的支援	2,839	3,290	3,813	4,419	5,121
実績	確保方策	実施機関: 子ども家庭支援センター					
実績	支援実績	3,941	3,658				
	確保方策状況	のとおり	のとおり				
量の見込み算出方法	[家事・育児支援] 委託業者による訪問支援実績 × 実績の伸び率 [専門的支援] 訪問支援実績 × 実績の伸び率						

7. 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)							
事業内容	地域の親子が気軽に集え、子育て相談ができる身近な居場所を提供します。また、地域の子育て情報の提供や子育て講座を開催し、家庭の子育て力の向上を図ります。						
実施状況	[親子ふれあい広場]6か所 [親子つどいの広場]5か所 [児童館内]10か所 [公設公営保育園内]10か所 [民間保育所内]17か所						
対象 / 単位	0～2歳 / 利用する子どもの数(人 / 年)						
年度	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)		
計画	量の見込み	254,403	249,315	244,329	239,442	234,653	
	確保方策	343,696	343,696	343,696	343,696	343,696	
	施設数	48	48	48	48	48	
実績	確保状況	309,246	416,387				
	内訳	ふれあい・つどい	64,350	171,491			
		児童館	112,320	112,320			
		保育所	132,576	132,576			
	実施施設数	48	48				
	内訳	ふれあい・つどい	11	11			
		児童館	10	10			
保育所		27	27				
量の見込み算出方法	子育てひろば総利用者数(平成28年度から平成30年度の平均) + 利用意向累計回数						

8. 一時預かり事業(幼稚園)							
事業内容		幼稚園の終了後、引き続き保育を希望する場合、在園児を教育時間の前後に預かります。用事などで不定期に利用する場合(不定期利用)と就労で毎日利用する場合(定期利用)があります。					
実施状況		幼稚園(認定こども園含む)30園で実施しています。					
対象/利用人数(人/年)		3~5歳 / 利用人数(人/年)					
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	
計画	量の見込み	138,897	152,787	152,787	152,787	152,787	
	内訳	不定期	70,980	78,078	78,078	78,078	78,078
		定期	67,917	74,709	74,709	74,709	74,709
	確保方策	160,820	160,820	160,820	160,820	160,820	
実績	確保状況	143,063	157,823				
量の見込み算出方法		幼児教育・保育の無償化に伴い需要増が見込まれるため、利用実績を基に需要増を算出し令和4年度以降は横ばいで推移するとしました。					

8. 一時預かり事業(保育施設等)							
事業内容		保護者が就労や病気などにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合や、育児のフレッシュのために一時的に預かります。 【一時預かり事業】保護者が家庭の養育が困難になったときに、保育所等で一時的に預かります。 【休日保育】日曜日・祝日に、一時的に預かります。 【緊急保育】出産や入院などの理由で、1~4週間、一時的に預かります。 【年末保育】12月29~31日の間、一時的に預かります。 【ファミリー・サポート・センター事業】地域において会員同士が子育てを相互に援助します。 【トワイライトステイ事業】夜間に、一時的に預かります。					
実施状況		【一時預かり事業】公立保育所6園、民間保育所16園で実施しています。 【休日保育】公立保育所1園、民間保育所1園で実施しています。 【緊急保育】公立保育所10園、民間保育所16園で実施しています。 【年末保育】公立保育所2園で実施しています。 【ファミリー・サポート・センター事業】提供会員が、教育・保育施設等までの送迎や、自宅預かりを行っています。 【トワイライトステイ事業】児童養護施設1か所、認証保育所1か所で実施しています。					
対象/単位		0~5歳 / 利用人数(人/年)					
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	
計画	量の見込み	22,432	22,432	22,432	22,432	22,432	
	確保の方策	58,296	58,290	58,290	58,290	58,314	
実績	確保状況	57,728	59,349				
	内訳	公立一時	13,432	14,546			
		公立休日	1,320	1,320			
		公立緊急	2,930	2,930			
		公立年末	120	120			
		民間一時	34,574	34,574			
		民間休日	792	792			
		ファミリー・サポート	2,765	3,990			
トワイライト・ステイ	1,795	1,077					
量の見込み算出方法		利用実績を基に、幼児教育・保育の無償化に伴う需要増を見込んでいます。					

9. 病児・病後児保育事業						
事業内容		病中や病後で集団保育が困難な子どもを預かります。				
実施状況		[病児・病後児保育室]病院などに併設された施設4か所で実施しています。(0歳～小学3年生) [ファミリー・サポート・センター事業]提供会員が自宅において、病後児を預かっています。(0歳～小学6年生)				
対象/単位		0～5歳 / 利用人数(人/年)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	2,229	2,225	2,221	2,217	2,213
	確保の方策	5,777	5,777	5,777	5,777	5,777
実績	確保状況	5,290	5,272			
	内訳	施設型	5,227	5,227		
		ファミリー・サポート・センター	63	45		
量の見込み算出方法		[病児・病後児保育室]平成30年度(2018年度)実績1,680人に20%増で算出 [ファミリー・サポート・センター事業]共働き児童推計数(0～5歳)×発生頻度×平均利用日数(実績)				

10. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)						
事業内容		育児の支援を受けたい会員と支援を行いたい会員による相互援助活動により、地域における子育てを支援します。				
実施状況		提供会員が、学童保育所や習い事の送迎、自宅での預かりを行っています。				
対象/単位		小学校1～6年生 / 利用人数(人/年)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	1,537	1,508	1,479	1,451	1,422
	確保の方策	1,575	1,680	1,785	1,890	1,960
実績	確保状況	720	705			
	内訳	低学年	528	495		
		高学年	192	210		
量の見込み算出方法		家庭類型別児童数(人)×利用意向				

11. 妊婦健康診査事業						
事業内容		母子ともに安心して出産を迎えるため、医療機関にて妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、費用助成を行います。				
実施状況		都内の指定医療機関で受診でき、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診票を14回分交付しています。				
対象/単位		全妊婦 / 健診受診回数(回/年)				
年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	37,431	36,809	36,187	35,566	34,944
	妊娠届出数(人/年)	3,613	3,553	3,493	3,433	3,373
	受診率(%)	74%	74%	74%	74%	74%
	確保方策	実施場所: 都内契約医療機関 実施方法: 妊娠届出時に14回分の受診票を交付 実施体制: 個別健診				
実績	確保状況	のとおり	のとおり			
量の見込み算出方法		妊娠届提出数の推計×14回×受診率				

**12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(特定教育・保育施設等に係る費用の一部を助成)**

事業内容	保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用などを助成します。					
年度	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	
計画	実施	実施	実施	実施	実施	
実績	実施	実施				
事業実施の考え方	令和元年(2019年)10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、世帯所得360万円未満の世帯に対し、給食費の補足給付を実施します。					

**13. 多様な主体の参入促進事業
(新規参入施設等の事業者への支援)**

事業内容	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うとともに、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。					
年度	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	
計画	実施	実施	実施	実施	実施	
実績	実施	実施				
事業実施の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施設などに対する実地支援、相談、助言を行っていきます。 ・認定こども園において、1号認定児に複数の気になるお子さんがいる場合に対象となります。 					

14. 要保護児童等に対する支援に資する事業

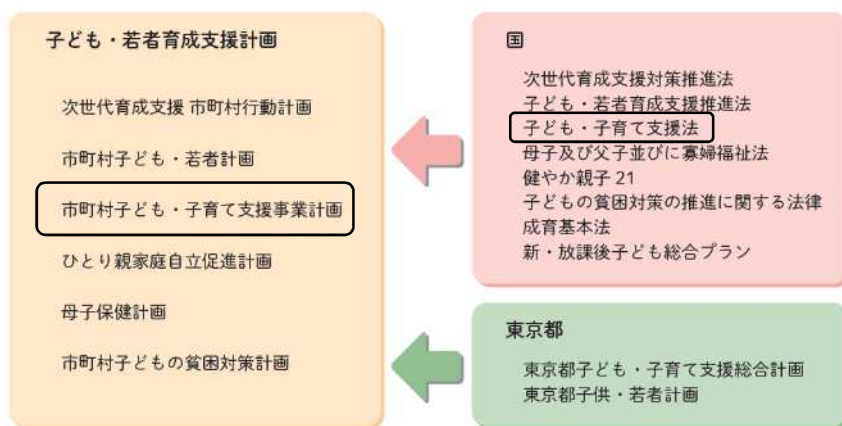
事業内容	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関職員の専門性の向上とネットワークの強化を図ります。					
年度	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	
計画	実施	実施	実施	実施	実施	
実績	実施	実施				
事業実施の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の早期発見や適切な対応を行うため、研修を実施し、関係職員の専門性を向上していきます。 ・地域ごとにきめ細かなネットワークを構築し、関係機関相互の連携を充実していきます。 					

子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

「子ども・若者育成支援計画」に包含する「子ども・子育て支援事業計画」について、国から中間年の見直しのための考え方が示されたことから、令和4年度(2022年度)中に見直すことを予定しています。

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・若者育成支援計画に含まれる計画と関連法等



- (1) 根拠法令 子ども・子育て支援法第61条
- (2) 性質 市町村に策定が義務付けられている計画
- (3) 計画期間 令和2年度(2020年度)～6年度(2024年度)の5年間(法定)
- (4) 主な内容
- ・ 保育所、幼稚園等の利用量の見込みと提供体制の確保
 - ・ 一時保育や学童保育所等の利用量の見込みと提供体制の確保
 - ・ 要保護児童の養育環境の整備、障害児への支援
 - ・ 支援を行う関係機関の連携 など
- (5) 計画内容 子ども・若者育成支援計画 第3章(P120～129)
- (6) 計画の変更 計画を変更する際は、児童福祉専門分科会の意見を聴くこととしている。

2 中間見直しについて

内閣府から出された見直しのための考え方(別紙)に従い、見直しを行います。見直しは、令和4年度(2023年度)までの実績や直近の保育施設の入所申込状況に基づき判断することとし、見直しの有無を含め、12月に開催する児童福祉専門分科会の意見聴取後に決定します。

(参考) 子ども・子育て支援法

第六十一条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他

の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 18 日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの
ための考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」こととなっています。

今般、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための考え方について送付いたします。各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況等を踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、国における子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、令和 4 年度中を目途に調査を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において計画期間の中間年における見直し（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の策定時において、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「手引き」という。）等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に置いたものである。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和 3 年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和 4 年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和 5 年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。他方、市町村計画が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。

2. 見直しの方法について

2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(留意事項)

- ・市町村計画における1号認定子どもの「量の見込み」については、施設型給付を受けない幼稚園を利用する子どもの数等も含まれており、実績値の把握に際しても留意が必要である。
- ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、実績値の把握に際しても留意が必要である。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

(3) 要因分析

(2)を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する必要がある。「量の見込み」は、手引き等に基づけば、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。

- ・①「推計児童数」に係る事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大していること（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など）
- ・②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に係る事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっていること（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）

（参考：「量の見込み」の計算式（「手引き」等より））

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み（人）」}$$

（留意事項）

- ・乖離の要因が推計児童数である場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものか等について分析する必要がある。
- ・推計児童数の算出に当たっては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用することも考えられる。
- ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。

（４）「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、（３）の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

（留意事項）

- ・過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意いただきたい。その際、全国的女性就業率の動向については、令和２年については前年比減となっているが、令和３年は再び上昇していることなどにも留意が必要である。
- ・令和３年４月１日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。当該影響により「実績値」が下がっていると考えられる場合には、例えば、当該影響が発生する前の令和２年４月１日時点までの「実績値」の傾向を活用すること等により、「量の見込み」の補正を行うといった方法が考えられる。
- ・女性の就業増加等を踏まえ、１号認定から２号認定への変更を希望する場合があることに留意する必要がある。

- ・市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図る必要がある。
- ・「手引き」においては、アンケート調査を踏まえた標準的な算出方法を示しているところであるが、アンケート調査以外の方法も含む、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただし、この場合においても、「潜在的なニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある。

(5) 提供体制の確保の内容の変更

(4)により「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

その際、例えば、

- ・放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

3. 留意点

(1) 計画的な受け皿整備に向けた運用上の工夫

各地域における待機児童の状況等を踏まえ、例えば下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行う必要があると考えられる。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。
- ② 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、その積極的な活用を図る。
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保する。
- ④ 必要利用定員総数について、令和6年度の必要利用定員総数が、令和5年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である令和6年度の必要利用定員総数に基づき行う。
- ⑤ 預かり保育事業に係る施設等利用給付の支給実績等も踏まえつつ、幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付ける。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

各都道府県においては、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切に見直しを進めていただきたい。その際、市町村の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町村計画に反映されるようにするため、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、既存の幼稚園・保育所の希望に応じて認定こども園への移行を可能とするために設定いただいている「都道府県計画で定める数」について、改めて管内の事業者の希望を把握した上で、見直しを行うことが望ましいこと。

(3) 子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた対応

令和4年4月1日に一部施行される「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）により、市町村子ども・子育て

て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加され、あわせて、基本指針の改正がなされたところである。なお、本改正を踏まえて市町村計画を直ちに見直す必要があるものではないが、市町村の実情に応じて、第2期計画の中間年の見直しや、第3期計画等により対応することも差し支えないとしているところであるため、今般の中間年の見直しに際しては留意いただきたい。

(4)見直しに当たっての手續

見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うこととする。また、市町村・都道府県間で十分連携して対応することが望ましい。

4. その他

- ・今般の中間年の見直しに関して検討状況を把握するため、令和4年中の見直しの予定の有無について、令和4年3月頃に調査を行う予定である。
- ・中間年の見直しを踏まえた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの改定状況について、令和4年度中を目途に調査を行う予定である。